

# 弁護士報酬の敗訴者負担制度調査報告

- 欧州における制度と運用 -

2003年10月30日

日本弁護士連合会  
弁護士報酬敗訴者負担問題欧州調査団



# 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 ドイツ・フランス・オランダの概要</b>	
1. 弁護士報酬制度と敗訴者負担制度 .....	2
2. 敗訴者負担の訴訟の利用抑制効果を緩和する制度の充実 .....	4
3. 敗訴者負担を適用しない場合 .....	5
4. 片面的敗訴者負担の場合 .....	6
5. ドイツ・フランスの弁護士会の当面する問題 .....	7
<b>第2章 各国の敗訴者負担制度とその周辺の制度</b>	
<b>第1 ドイツ</b>	
1. 概要 .....	8
2. 訴訟費用及び弁護士報酬の負担制度 .....	8
3. 背景 .....	12
4. 弁護士人口・報酬制度等 .....	12
5. 権利保護保険の普及 .....	14
6. 司法扶助制度（法律扶助）の拡充 .....	14
7. コメント .....	15
<b>第2 フランス</b>	
1. 概要 .....	17
2. 訴訟費用と費用負担制度 .....	18
3. 背景 .....	20
4. 弁護士報酬制度 .....	21
5. 裁判所制度と利用状況 .....	21
6. 権利保護保険 .....	22
7. 法律扶助制度 .....	22
<b>第3 オランダ</b>	
1. 概要 .....	24
2. 弁護士報酬とその負担制度 .....	24
3. 背景 .....	27
4. 弁護士制度及び弁護士報酬制度 .....	28
5. 訴訟費用 .....	29
6. 権利保護保険 .....	29
7. 法律扶助制度 .....	29
8. 近時の弁護士報酬制度に関する争点 .....	30
9. 敗訴者負担制度の影響 .....	30

## 資料編

### 第1 ドイツ訪問先別報告

1. 司法省	32
2. マールブルク地方裁判所	34
3. フランクフルト弁護士会	37
4. 保険会社	42
5. 大手法律事務所	45
6. ヘッセン州消費者センター	51

### 第2 フランス訪問先別報告

1. 司法省	55
2. 控訴院裁判官	58
3. 商事裁判所	59
4. パリ弁護士会	61
5. 大手法律事務所	62
6. 個人弁護士事務所	64
7. パリ大審裁判所法廷で弁論待ちの女性弁護士	65

### 第3 オランダ訪問先別報告

1. 司法省	66
2. ユトレヒト法律扶助事務所	68
3. 大手法律事務所	72
4. 法律事務所	73
5. 環境問題専門弁護士	75
6. 消費者団体	76
7. 研究者（ライデン大学）	80
8. 研究者（ティルブルグ大学）	82

### 第4 関連条文等

1. ドイツ関連条文	84
3. フランス関連条文	89
3. オランダ関連条文	91

## はじめに

今、司法制度改革推進本部に設置された司法アクセス検討会で、弁護士報酬の敗訴者負担制度の在り方が主要テーマとなっている。2001年6月に出された司法制度改革審議会意見書が、弁護士報酬の敗訴者負担制度の取り扱いに言及したことによる。

2000年の中間報告では敗訴者負担制度を基本的に導入すべきとされていたが、最終意見書では一律に導入すべきでないと改められた。さらに、この問題が「アクセスの拡充」の項に位置づけられたうえ、「勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から」と明記された。このように、この問題は司法アクセスの拡充の見地から検討されるべきである。また、その検討にあたっては、「訴訟救助」や「法律扶助」など他の制度との関連性などにも配慮すべきであるとされていることにも留意しなければならない。

こうした検討にあたって、弁護士報酬の敗訴者負担制度を日本に導入しようとする根拠として、しばしば、欧州で導入されていることがあげられてきたことから、日弁連では2002年9月に、ドイツ、フランス、オランダの3ヶ国を訪問し、これらの国での弁護士報酬制度やその負担制度の特徴、敗訴者負担制度が導入された領域で訴訟の利用が促進されているのか抑制されているのか、例外があるか、例外の根拠は何か、法律扶助制度など訴訟の利用を促進する諸制度の内容と運用状況、影響の評価の認識等の調査を行った。

調査は、各国の司法省、裁判所、弁護士、消費者団体などでの聞き取りの方法によった。本書は、その調査概要をまとめたものである。なお、同一国内であっても、回答者の立場等によって、運用や評価に関するコメント等にニュアンスの差異がみられたところもあり、その解明等の不十分な点も残っているものの、進行する日本の議論に役立たせるため、第1版として刊行するに至った。

## 第1章 ドイツ・フランス・オランダの概要

### 1. 弁護士報酬制度と敗訴者負担制度

#### (1) はじめに

ヨーロッパ諸国で、弁護士報酬を敗訴者に負担させる制度が、どのようなかたちで導入されているか、訴訟の利用を促進するために導入されたのか、あるいは抑制する目的で導入されたのか、また、今日、どのように機能しているのかを調査するために、既に敗訴者負担制度を導入しているとされるドイツ、フランス、オランダを訪問調査した。その結果、各国の制度は一律ではないが、いずれの国においても、両面的敗訴者負担制度には訴訟の利用を抑制する役割が期待されており、実際にも抑制的に機能していることが確認された。特に、社会的、経済的弱者のうち法律扶助を用いることのできない人々にとって厳しい制度と認識されていた。他方で、各自負担となる領域があるだけでなく、片面的敗訴者負担となる領域もあったことについては、驚きであった。

#### (2) 各国の弁護士報酬制度とその負担制度

敗訴者負担制度の前提となる弁護士報酬についての制度は、隣接するこれらの国でもさまざまである。

ドイツでは弁護士報酬を法律で定めている。法定報酬額を超える報酬の合意も有効とされている。法定報酬額は、訴訟の段階に応じた単位制によるもので、訴訟活動の内容や勝敗結果に関わらないのが特徴であり、弁護士（会）は事案や弁護士の努力を反映しない制度である点を批判している。

1877年以來、このような法定された弁護士報酬とその他の訴訟にかかる費用をあわせて訴訟費用として、基本的に敗訴者に訴訟費用を負担させる制度がとられてきたが、各自負担の場合や、事実上片面的負担制度といえる場合も設けられている。また、当事者間の公平も考えられている。たとえば、離婚事件は、各自負担を原則としつつ「一方配偶者の生活維持を極度に侵害するであろうとき」などは別の負担を命ずることができるとしている。

敗訴者に負担させる額は法定の報酬額であり、合意による報酬ではない。裁判官は負担の割合を判決で示し、司法補助官が訴訟費用確定手続を担当する。

裁判費用と弁護士報酬の合計額は、訴額が少額の場合は相当の割合になり、訴額が大きくなればその割合は小さくなっている。

オランダでは弁護士会が弁護士報酬を規制していたが、独占禁止法に違反するとの見地から現在は弁護士と依頼者の合意に委ねられている。現在、オランダでも敗訴者負担を原則としているが、1890年頃ドイツ法の影響が強い時代に導入されたとのことである。相手方に負担させる額について、裁判官のためにガイドラインとしてのス

ケジュール表があるが、裁判官の裁量の幅が大きい。また、各自負担領域があり、行政訴訟事件については、明文で片面的敗訴者負担制度が採られている。

これに対し、フランスでは 1976 年まで日本の現在の制度と同様に、各自負担制度であったことが特徴である。1976 年に、勝訴者に負担させることが適切でないときには、敗訴者から回収できる（民事訴訟法 700 条）とされ、91 年に「裁判官は、衡平準則、又は、支払いを命じられる当事者の経済的事情を考慮するものとする。裁判官は、同様の配慮に基づいた理由のため、そのような支払い命令をしないと宣言することもできる。」とされたが、その趣旨に大きな変化があったと受け止められているわけではないようである。

91 年改正法では、上記のとおり、衡平と当事者の経済的事情を考慮して、支払わせないことができることも明記されているため、フランスでは、当事者の力の格差が大きい行政事件や、消費者金融の債務者など経済的に余裕のない者の事件などでは、片面的敗訴者負担制度の運用となることもある。

### （3）訴訟の利用を抑制する両面的敗訴者負担制度

敗訴者負担制度が導入された理由について尋ねたが、ドイツ、オランダでは、明確な回答を得られなかった。

ドイツでは、一方で弁護士費用が裁判費用と同じ扱いになったのは弁護士が独立した司法機関と位置づけられているため（司法省）との指摘があったが、他方で損害賠償との考え方や、当事者への威嚇や訴訟の抑制が目的とのコメントもあった（大手弁護士事務所）。さらに、訴訟の不確実性に照らせば訴訟の利用を抑制するものである（司法省）との見方が示された。このように、導入の経緯は判然としないものの、現在におけるその社会的機能は訴訟の利用抑制にあることが確認された。

その他にも、経済的弱者や少数意見者に厳しい制度（裁判官）であり、中小企業では敗訴者負担の説明をすると提訴を諦めることがある（大手法律事務所）との指摘もあった。消費者団体でも、敗訴者負担制度によって訴訟の利用が制限されている実情が確認された。たしかに、欧州では消費者問題を提訴しやすくするための工夫が種々なされている。たとえば、消費者に代わって消費者団体が差止訴訟や損害賠償請求訴訟を提起することができるいわゆる団体訴権が広く認められており、又、ドイツでは不正競争防止法で訴額を減縮して訴訟費用等を計算することができるとされ、訴訟費用の負担の軽減が図られている。それでも、新しい社会問題における消費者訴訟は先例も乏しく勝訴しにくく、敗訴者負担制度による負担があるため、消費者団体の財政事情を考慮しながら裁判を起こす件数を自制せざるを得ないとのことであった（ヘッセン州消費者センター）。

オランダではより明確に、現在、提訴手数料と弁護士報酬の敗訴者負担制度は訴訟件数の抑制や裁判外の紛争解決機関への誘導を目的として位置づけられていることが示された（司法省）。オランダでも法律扶助が拡充されており、国民の約 45 %を対象

としているが、法律扶助は扶助対象者の側を代理する弁護士の報酬の給付分が支給されるだけであって、自己負担部分（最大 532 ユーロ、6 万 4904 円、2002 年 10 月 8 日当時で、1 ユーロ = 約 122 円で換算する。以下同じ。）があり、また、扶助受給者が敗訴した場合の相手方弁護士報酬の敗訴者負担部分はカバーしないことにしているのも、扶助事件の抑制のためとされる（オランダ司法省）。そのため、医療過誤など高額被害事件では敗訴者負担の抑制効果が大きいとのことであった。医療過誤被害者専門の法律事務所では、敗訴した場合の負担分を連帯保証する別法人を設けて保証することで、原告になろうとする者のリスク不安を回避する工夫をしているところもあった。また、行政訴訟が例外として片面的敗訴者負担制度とされていることから、環境問題については市民が敗訴者負担のリスクのない行政事件として提訴するなどの工夫がなされていた（弁護士からのヒアリング）。これを端的に示した学者の言葉として、国民を 3 つの層に分けて、（ ）裕福な層、（ ）中間層、（ ）法律扶助が使える層とすると、とりわけ（ ）の中間層にとって、敗訴者負担制度は厳しい制度であると分析したものがあつた。

また、フランスでは、第 1 審では訴訟費用部分が少額であることと、負担させている報酬額は実際の弁護士報酬の一部であり、小審裁判所（簡易裁判所）では 300 ユーロ（3 万 6600 円）、地方裁判所では 450 ユーロ（5 万 4900 円）程度で、長引いても 1,500 ユーロから 2,000 ユーロ（18 万 3000 円から 24 万 4000 円）程度が上限のようである（司法省）。しかも、経済的負担能力の乏しい者には負担させておらず、第 1 審に関する限り、フランスではドイツやオランダのような強い提訴萎縮効果が感じられなかったのは、こうした事情によるものであろう。

しかし、フランスでも控訴審では控訴院付代訴士が必要であり、その費用は訴訟費用に含まれ、これが相当高額になりうる上に、弁護士報酬の敗訴者負担分をあわせてみると、控訴審の敗訴者負担のリスクは大きく、控訴の抑制効果は大きい（大手弁護士事務所）。上告審も同様であらう。

## 2 . 敗訴者負担の訴訟の利用抑制効果を緩和する制度の充実

### 法律扶助

これらの国では日本よりもはるかに訴訟件数が多く（地裁事件の場合、人口当たりで、ドイツ約 5 倍、フランス 8 倍、1984 年オランダ 3 倍）、国民にとって権利の実現や紛争解決に司法を利用することは当たり前となっているともいえる。その背景として様々な要因が考えられるが、特に、司法制度の歴史が長く、経済的弱者の司法の利用を保証するために、どの国でも法律扶助が充実していることの貢献が大きいであらう。

即ち、日本の法律扶助は、扶助額を原則償還する制度であるのに対して、これら



の国では扶助の条件に達しない場合などに一部自己負担としたり、オランダのように、ごく一部負担とする場合があるが、基本的に給付制であるので、扶助受給者が返済する必要はない。しかも、法律扶助協会の調査によると、ドイツでは国民の40～50%、フランスも約50%、オランダでは約45%が法律扶助を受けることができる。その国庫負担額は、ドイツでは363億円、フランスでは182億円、オランダが約35億円であるが、日本は約30億円である。人口1万人当たりでの法律扶助への国庫負担額は、ドイツ443万円、フランス309万円、オランダは189万円であるのに対して、日本は25万円に過ぎず、しかも日本の扶助が償還すべきものであるのに対して、これらの国では返還を要しないことを考えれば、同一の制度として比較することはできないといえるくらいに、わが国の法律扶助制度は貧弱である。

法律扶助受給者が敗訴した場合、ドイツ、フランス、オランダの法律扶助制度では、相手方の弁護士報酬の敗訴者負担部分は扶助しないが、自分の依頼した弁護士の報酬分は返還の必要がない給付制を基本とするため、両方の弁護士報酬を負担するわけではなく、各自負担と同程度の負担に過ぎないといえる。

#### 権利保護保険

それでも敗訴者負担制度には萎縮効果があり、経済的弱者や中間層は権利保護保険に加入して自衛するか、当事者は敗訴時の負担を考えて提訴を判断することになる。扶助を受けられない場合は、自分の弁護士報酬に加えて相手方の弁護士報酬を二重に支払うことになるため、保険に加入していない場合は訴訟の提起を断念する要因ともなる(ドイツ司法省)。ドイツでは、その報酬制度ともあいまって、既に、権利保護保険が全世帯の半分に及んでいる。オランダでも拡大傾向にあるが、フランスでは権利保護保険はあまり普及していないとのことである。

#### 団体訴権

また、消費者団体に認められている団体訴権も、消費者事件の特徴である少額被害や社会的に新しい紛争で敗訴のリスクが高い訴訟類型における消費者のリスクを肩代わりする機能をもっている。また、環境問題でも団体訴権が導入され、拡充されようとしている(1998年採択のオーフス条約など)。日本では、このような制度の導入が議論の途上にある。

これらの関連制度の充実を見ると、日本において欧州と同等程度の法律扶助水準など、関連諸制度の整備が近未来に達成されるとの見通しは厳しい。

### 3. 敗訴者負担を適用しない場合

ヨーロッパで敗訴者負担が導入されているというが、その例外が多いことも分かってきた。

ドイツでは、両面的敗訴者負担制度の、民事訴訟法上の例外として、各自負担や

原因者への負担とされているのは、離婚事件、賃料不払いによる家屋明渡事件、父性や扶養請求事件、訴訟手続上、即時の承認、告知のない権利譲渡、過失による費用、無益な攻撃防御の費用、和解の場合などである（民事訴訟法 92 条から 99 条）。

また、行政事件は例外とされていないが、行政側は弁護士をつけないため、市民側にとっては負けても負担させられるリスクが無く、勝訴すれば自分の弁護士報酬を回収しうる点で、実質的片面的負担制度となっている。

労働裁判手続法では、労働事件が明文で各自負担とされている。また、労働者側は組合が代理することが多く、労働者自身は弁護士報酬を負担しないことが多い。

なお、判決で敗訴者負担が命じられても、経済的に負担能力のない当事者からは回収できないため、実行されていない場合もある。

オランダでは、行政訴訟については、行政法第 8 章第 75 条で市民（自然人）が訴訟権を濫用したことが明らかである場合にしか負担させられることは無いとされ、片面的敗訴者負担とされている。それ以外にも、近親者間の事件などは減免させる旨を規定している。運用では、労働事件も片面的又は各自負担的な取り扱いが多いようであり、又、真実の解明が困難な事件など、裁判官の裁量で各自負担とすることができるとされている。なお、敗訴者負担の場合に負担させる額についても、裁判官のためのガイドラインとしてスケジュール表が存在するが、裁判官は当事者の利害を衡量して判決する広汎な裁量権を行使している為、スケジュール表からはだいぶ離れた額を負担させているとのことである。

フランスでは、民事訴訟法 700 条で、裁判官が「衡平と敗訴当事者の経済的事情を考慮して」敗訴者負担させるか否か、及び、その額を決定するとされていることから、統計資料としてはないが、元裁判官であった法務省担当者によると、敗訴者に支払能力がなければ負担させていないという。法律扶助を受けている当事者にも基本的に負担させることはないとのことである。

なお、フランスで裁判官が負担させている額は、実証的な調査はないが、実際の報酬額と切り離して、ほぼ定額となっていることが多いとのことであった。

現在の敗訴者負担制度の定め方について、フランスの弁護士からは、負担の有無、負担させる額を裁判官の広範な裁量に委ねており、法律による詳細な例外等の定めが無い点で、批判も強かった。

#### 4．片面的敗訴者負担の場合

例外として、特に、注意すべきなのが、先にも述べたように、法律上、または運用上で、片面的敗訴者負担制度を取り入れていることである。

##### 行政事件

行政事件について、法律上、また事実上、行政側に片面的敗訴者負担となっている

ことは、敗訴者負担制度のもつ訴訟抑制機能による弊害を踏まえた対応として特筆される。オランダでは、行政訴訟については、行政法第 8 章第 75 条で市民（自然人）が訴訟権濫用したことが明らかである場合にしか負担させられることは無いとされ、片面的敗訴者負担とされている。フランスでは民事訴訟法の規定の「衡平」の観点から、ドイツでは行政側に弁護士がつかずに裁判がなされていることから事実上、市民側が敗訴しても行政側の弁護士報酬を負担しない。逆に、市民側が勝訴した場合は、行政側に負担させることになる。

さらに、フランスでは、衡平と当事者の経済的事情を考慮するとされていることから、力の格差が大きい当事者間の紛争での弱者や経済的困窮者にとっては、片面的敗訴者負担制度として機能することになる。近年、クレジットの債務者への訴訟が増加しているとのことであるが、このような債務者の支払困難な経済的事情を考慮して、敗訴債務者に弁護士費用を負担させていない実態も注目に値する。

## 5 . ドイツ・フランスの弁護士会の当面する問題

弁護士報酬について、これらの国々で弁護士（会）の立場で当面している問題は、弁護士人口の過剰と報酬額の低下への対応にあるように思われた。

ドイツの弁護士は 11 万人を超え、フランスでも 90 年代に急増し現在約 6 万人である。両国とも弁護士人口は過剰と認識されている。ドイツでは弁護士会が報酬の引き上げを求め、報酬についての法改正問題が懸案となっている。フランスでは扶助の拡大とともに、低額化した扶助の報酬額の引き上げを求めている。

## 第2章 各国の敗訴者負担制度とその周辺の制度

### 第1．ドイツ

#### 1．概要

ドイツの特徴は、地方裁判所以上は基本的に弁護士強制制度をとり、弁護士報酬が訴訟費用に含まれ、かつ、法定されており(連邦弁護士手数料法(BRAGO))、自由契約も可能であるが、一般的には、法定の弁護士報酬額による場合が多いとのことであり、裁判の勝敗の結果にかかわらず同じ報酬額であり、かかる法定の弁護士報酬額による敗訴者負担制度が1877年以来とられていることである。

弁護士報酬に関する制度の背景として、ドイツでは法律上、弁護士は当事者から独立した司法機関として位置づけられていることがあるようである(連邦弁護士法第1条)。

第1審訴訟件数は148万件で、人口当たりで日本の約5倍であり、敗訴者負担制度は訴訟の抑止や和解への誘導策となっている。消費者団体に差し止め請求だけでなく被害救済でも団体訴権が認められているが、消費者事件などは新しい分野であるため勝訴できないことが多く、消費者団体は敗訴者負担のために訴訟の提起を抑制せざるをえないとのことであった。

他方、離婚事件や家屋明け渡し請求事件や労働事件などを敗訴者負担とはせず、各自負担としている。さらに、行政事件は、片面的負担制度の運用がなされている。

また、司法扶助(法律扶助)が充実しており、国民の4～5割を対象としており、基本的に給付制である。法律扶助では敗訴者負担部分はカバーされないが、被扶助者は自分の弁護士報酬は扶助制度によって給付されるのであるから、結果的に各自負担と同程度の金額の負担となる。また、支払能力の乏しい当事者から費用を回収できないのはどの国でも共通であり、費用倒れとなるため、被扶助者からの回収はできていないとのことであった。

法律扶助を受けられない中産階層にとっては敗訴者負担のリスクが重い。そのため、権利保護保険に加入してこのリスクを回避しようとしている。現在では国民の世帯の約5割が権利保護保険に加入しているとのことである。保険料は低額であり、訴訟の範囲も拡大している。

ドイツの弁護士数は既に11万人に及び、弁護士の供給過剰の感が強い。

#### 2．訴訟費用及び弁護士報酬の負担制度

##### (1) 費用負担制度の来歴

1877年に民事訴訟法(ZPO)が制定されて以来、敗訴者負担を原則としている(91条)。裁判所は職権で費用負担についての判断をする(308条)。

原則として敗訴者負担とされてきた理由は明確でないが、敗訴という結果による原因主義と、弁護士が独立した司法機関であること、及び当事者への威嚇効果による訴訟抑止をあげる人が多かった。

## (2) 訴訟費用に含まれるもの

提訴手数料、鑑定費用などに加えて、弁護士報酬も訴訟費用とされている。

## (3) 弁護士費用

ドイツでは、法律で訴額と訴訟の手續経過による弁護士報酬額が定められている(連邦弁護士手数料法3条)が、これとは異なる書面による報酬契約も有効である。敗訴者に勝訴者の弁護士報酬を負担させる場合の額は、法律で定める報酬額である。

法定の弁護士報酬は単位段階制で、提訴、主張、立証に各1単位追加される。たとえば、離婚では訴額を2,000ユーロと規定し、判決までいくと、1単位133ユーロ×3単位=399ユーロ)、和解にも1単位付与される。控訴審では第1審の10分の13、上告審は10分の20が進行に応じて加算される。勝敗によらず支払うが勝訴した側が敗訴者から回収できる。

## (4) 弁護士報酬の負担制度(現行)

原則敗訴者負担：弁護士強制の場合に限定されない。(但し、本人訴訟が可能な区裁判所でも95%の事件に弁護士が受任している。)

勝訴割合による負担：訴額の算定が慎重になる。

訴訟手續の段階による報酬加算方式：仕事の密度、良否が報酬に反映されない。

敗訴者負担の例外

ア 民事訴訟法(ZPO)92条から99条までに、次の9項目が規定されている。

これに該当する部分は各自負担である。

- 1 即時の承認
- 2 婚姻事件 (夫婦関係に敗訴者がないようにするため)
- 3 明渡訴訟 (賃料不払いによる場合。支払能力がないため)
- 4 父性否認
- 5 扶養請求 (複雑な負担制度)
- 6 告知なき権利譲渡
- 7 懈怠。過失による費用
- 8 無益な攻撃防御の費用 (無益な攻撃防御をした勝訴者が負担する)
- 9 和解費用

イ 労働事件

労働裁判手続法12条で、第1審は各自負担とされている。弁護士強制でなく、労働者側は労働組合により代理され、弁護士報酬の負担が事実上ない。

その他の事実上の例外

ア 行政事件

制度としては両面的敗訴者負担。しかし、弁護士強制でなく、行政側は弁護士が代理人としてついていないことが多いので、市民が敗訴しても行政側の弁護士報酬を負担することはなく、勝訴すれば、市民側の弁護士報酬を回収できるため、市民側から見れば、片面的敗訴者負担の運用となる。

#### イ 消費者事件

##### a) 訴額の引き下げによる負担の緩和

- ・不正競争防止法 23 条 b (普通取引約款規制法、特許訴訟でも同様)

一方当事者が訴訟費用の全額を負担するとその経済状態が著しく害されるであろうことを疎明した場合には、その申立により裁判所は経済状態に応じた訴額部分に基づいて当該当事者の訴訟費用を算定するよう命令することができる、

命令により助成を受けた当事者は、支払うべき弁護士に対する報酬についても当該訴額の割り当て分に従った額を支払えば足りるものとする。敗訴者負担分についても同じ。相手方が敗訴した場合は、助成を受けた当事者は相手方の負担部分を自己の報酬として取り立てることができる。普通取引約款規制法、特許訴訟でも同様である。

##### b) 消費者団体に団体訴権を付与し、個々の消費者のリスクを代替

消費者団体に差止請求の当事者能力が認められている。(不正競争防止法 13 条 2 項 3 号)

また、2002 年から消費者団体に、多数の少額事件の当事者から債権譲渡を受けて、当事者として訴訟を提起でき、敗訴者負担のリスクを消費者団体が引き受けて訴訟を提起できるようになった。

##### c) これらの制度により、消費者個人による場合よりも、敗訴した場合の負担のリスクが軽減されている。しかし、消費者団体の訴訟予算は限定されることから、敗訴者負担は消費者団体の活動に一定の制約をもたらしている。

#### ウ 環境法分野では個別法に証拠開示規定を導入して立証負担を緩和する。

鑑定費用などは企業負担で実施する。

### (5) 敗訴者の負担額

下の表は主張、立証手続を経て敗訴した場合の、敗訴当事者が負担する弁護士報酬と裁判費用の額である。当事者が自らの依頼した弁護士に支払う報酬額は、勝訴・敗訴にかかわらず同一である。法定費用は訴額が小さい場合には相当の負担となる。にもかかわらず、少額の事案が多い区裁判所の事案の 95 % に弁護士がついている背景には、権利保護保険が普及していることがあげられよう。

訴額	依頼弁護士の報酬	相手弁護士の報酬	裁判費用	合計
300ユーロ ( 3万6600円 ) で敗訴の場合	76	76	76	228
600ユーロ ( 7万3200円 )	138	138	107	383
3,000ユーロ ( 36万6000円 )	570	570	268	1,308
6,000ユーロ ( 73万2000円 )	1,020	1,020	406	2,446
60,000ユーロ ( 732万0000円 )	3,004	3,004	1,771	6,779
300,000ユーロ ( 3660万0000円 )	6,900	6,900	6,350	20,150
3,000,000ユーロ ( 3億6600万0000円 )	32,700	32,700	32,065	107,465

## ( 6 ) 弁護士報酬の負担制度の変遷

ドイツの敗訴者負担制度は 1877 年に今日の形式で導入された。行政裁判所にも取り入れられたが、社会裁判所、労働裁判所には取り入れられていない。リスクを回避し、訴訟遂行を容易にするためである。

1877 年以前は、敗訴者の権利遂行又は防御上の過失を費用償還の要件とし、敗訴によって過失を推定していた。

## ( 7 ) 敗訴者負担制度の影響

ドイツにおいても、「両面的敗訴者負担制度」は訴訟の利用を抑制する機能があることが理解できた。例えば、

- ・敗訴時の負担額を考えて提訴する。( 司法省 )
- ・経済的弱者や少数意見に厳しい制度。( 裁判所 )
- ・訴額の算定で慎重になる。( 弁護士 )
- ・消費者事件は新しい法律分野で、先例もなく、敗訴割合は高い。リスクを考えて訴え提起を諦める消費者がたくさんいる。
- ・経済的弱者はリスクを感じているから保険に加入する。保険に加入していない人は訴訟提起を断念する要因となる。( 司法省 )
- ・敗訴した場合のリスクを避けるため、和解を選択する。
- ・法律扶助は敗訴者負担をカバーするものではない。事前に依頼者に経過を予測して説明する義務があり、敗訴者負担を説明すると、扶助を得ても裁判を起ささないこともある。( 弁護士 )
- ・団体訴権によって消費者団体がリスクを負っている。被害救済でも団体訴権が認められたが、訴額が大きくなりリスクも大きく、苦勞している。

## ( 8 ) 訴訟費用の確定手続、支払・請求方法

判決主文で負担者と負担割合を決定し、判決文に基づき、司法補助官が費用額を確定する。

敗訴者に経済的負担能力がある場合は執行するが、負担能力のない当事者からは回収できない。執行にも費用がかかる。

弁護士から自己の依頼者への報酬や立替費用の請求のための訴訟もしばしば提起されている。訴訟費用確定決定は 30 年間執行力があり、弁護士は元依頼者の資力

の回復を追いかけ続けることもあるとのことであった。

### 3．背景

#### (1) 国勢等

人 口 8,200 万人

国土面積 33 万 7,000 平方キロメートル

#### (2) 裁判制度

事物管轄

区裁判所 少額裁判は調停前置

地方裁判所 通常裁判所

労働裁判所

社会裁判所

行政裁判所

裁判官の数

全国に 20,000 人 (フランクフルトがあるヘッセン州では 1,600 人)

最近の訴訟件数 148 万件

### 4．弁護士人口・報酬制度等

#### (1) 弁護士

11 万人 (ヘッセン州では 13,000 人) (1999 年)。うち、州都のヴィスバーデン (人口 25 万人) には 800 人。

フランクフルト市だけでも、毎年 1,000 人増加。司法試験合格者は増加。経営困難な事務所もある。

登録者の 30 % 以上が、民間企業の法務など弁護士業以外の職種についている。各所で弁護士供給が過剰であることが指摘された。

弁護士会は強制加入団体である。公法上の法人。4 年前から、弁護士登録と懲戒権をもつようになった。懲戒事案も増加。他に、弁護士協会 (社団法人) があり、56 % の弁護士が加入しており、福利厚生事業などを担当。日本の弁護士会は両者の機能を備えていると思われる。なお、ドイツでは弁護士が当事者から独立した司法機関とされていることが強調された。

#### (2) 弁護士報酬制度について

報酬法定： 弁護士報酬法 (BRAGO) で、最低額が法定されている。ある弁護士によれば、通常事件では、70 % が法定の報酬額で行われているとのことである。

報酬法に定める報酬額以下の契約は違法である。(大規模事務所で



は、訴額が巨額の事件についてこの制限が高額すぎ、タイムチャージによる額を超えるとして問題とされている)。

但し、法定報酬額を超える合意は適法とされ、時間給も可能である。だが、敗訴者負担額は法定額に限定される。

完全成功報酬契約は禁止されている。その理由として、予測可能性がない、弁護士司法制度における役割と矛盾することなどがあげられた。

なお、法定報酬額を超える報酬契約には書面が必要である。

単位制： 訴額に応じて単位額が定められており、さらに、手続の進行に応じて単位数が加算される（提訴、主張、立証、判決で各 1 単位）。

和解にも 1 単位が加算される。訴訟提起前の和解は、裁判の場合の手数料全部の 10 分の 15。

なお、労働事件では 1 単位のみ。

段階的報酬： 通常、一部を前払い、残りは判決後に支払われるようである。勝訴敗訴によって報酬支払は変わらないのが原則である。

司法扶助の場合の報酬額は訴額 3,000 ユーロを超えると法定報酬額を下回る。もっとも、扶助受給者が勝訴した場合には、その弁護士は扶助の報酬額が法定額を下回る部分の支払いを、敗訴者に求めることができる。

評価： \* 固定報酬制度のメリットとして、提訴時に訴訟の最終段階までの費用の予測可能性が高いことが上げられている。

\* 逆に、デメリットとして、弁護の質・量、弁護士の知識・経験が反映されない制度であることに弁護士側から不満がある。たとえば、10 人の証人尋問でも 1 人の証人尋問でも、立証についての報酬は同じであるため。

\* 現行報酬法のうちで訴額が少額の場合は、敗訴者負担部分の割合は小さいとはいえないが、敗訴者負担を命じる実額は弁護士の報酬として採算性に疑問がある。しかし、簡易裁判所の事件の 95 % に弁護士が受任しているのは、権利保護保険が影響していると思われる。もっとも、少額の事案では、弁護士資格を持たない職員を多数動員して多数の事件処理をしているとの実態もあるようである。

\* 控訴審では 1 審の 3 割増のものが加わり、上告では 1 審の 2 倍に弁護士報酬が増額され、提訴手数料も高くなるため、これらの敗訴者負担制度は上訴制限の効果をもたらしている。

\* 和解の場合にも弁護士報酬を加算して、和解に誘引している。

### (3) 扶助制度と報酬

ドイツの司法扶助は日本の法律扶助にあたる。弁護士報酬が訴訟費用の一つになっていることから、訴訟費用と弁護士報酬の扶助が一つの制度で行われている。

司法扶助における報酬額は上記法定報酬額と同額か、又は下回っている。扶助を受けた側の弁護士は、勝訴した場合には、敗訴者に法定報酬額に至るまでの報酬分の支払いを求めることができる。

## 5 . 権利保護保険の普及

### ( 1 ) 権利保護保険の普及変遷

権利保護保険は、保険契約者が法律専門家に依頼するために必要な費用をまかない、訴訟を利用しやすくしている。1928 年に自動車保険から始まり、社会経済の変化により保険の対象となる事故の範囲が拡大し、次第に保険対象が拡大した。今回聞き取りをした保険会社の場合は、1.4 %程度である。ドイツ全体で人口の 50 % をカバーし、現在も拡大している。

### ( 2 ) 保険対象紛争、弁護士活動、カバーする報酬

訴訟手続費用（裁判費用、弁護士報酬、鑑定費用、証人費用など）だけでなく、法律相談から執行、刑事訴訟の付帯私訴の費用までの費用をカバーする。

民事、刑事（故意を除く）、行政の各事件  
建築紛争は対象とされていない。

2001 年 4 月から離婚を含める保険会社が出てきたが、まだ 1 社のみ。

自己負担する部分の取り決めもあり、その額によって保険金額が異なる。

法定の報酬額をカバーするが、どのような事件類型をカバーするかは契約者が選択する。

### ( 3 ) 権利保護保険の実行

保険により、紛争数の拡大につながるかについては、交通事故については影響があるとの調査結果があった。紛争の 10 %程度に該当。

### ( 4 ) 権利保護保険の普及度

人口の約 50 % をカバーする。

2000 年の保険料収入は 26 億 9,000 万ユーロ。

事件数は約 347 万件。

保険金支払額は 13 億 3,000 万ユーロ。

裁判の費用、敗訴者負担のリスクのために保険に加入。

## 6 . 司法扶助制度（法律扶助）の拡充

### ( 1 ) 司法扶助（法律扶助に相当）制度の拡大の流れ

裁判費用の納付金で扶助を運営している。

## (2) 扶助給付の要件

経済的に困難な者であり、勝訴の見込みがあること。

権利保護保険を有していない場合に、管轄裁判所が決定する。

収入がある程度あるが扶助が必要なときは、分割返済で扶助を受けることもできる。

## (3) 対象国民、紛争毎の割合など

国民の40%から45%が対象である。

家族関係訴訟の45%以上が扶助事件である。

訴額が3,000ユーロを超えると、一般の扶助事件よりも離婚扶助事件の方が、扶助報酬額が低い。

## (4) 扶助対象活動(法律相談を含む)

訴訟外の法律相談もある。司法補助官が扶助の可否を判断し、その証明書をもって弁護士に相談。弁護士は相談を拒むことができない。報酬が低額であるため、弁護士は報酬請求をしないことが多い。

敗訴者負担部分の報酬は含まれない。

## (5) 償還の要否・実施

判決確定時から4年間は、政府は被扶助者の収入を調査する権利があり、収入が増加すれば給付制から立替制にかえ、分割支払を要求できる。

## (6) 扶助と敗訴者負担(被扶助者の勝訴・敗訴の場合)

被扶助者が負担する弁護士報酬以外の裁判費用と、被扶助者側の弁護士報酬分は扶助から支給されるが、敗訴者負担部分は扶助から支給されないため、結局、扶助を受ける場合は、敗訴すれば一人分の弁護士報酬を負担することになる。

## 7. コメント

ドイツでは敗訴者負担制度が社会的に定着していると感じられたが、各自負担の例外も相当に広範である。また、行政訴訟では片面的敗訴者負担として運用されている。

両面的敗訴者負担が適用されている消費者訴訟では、敗訴の際の経済的リスクのために訴訟の利用が抑制されている。

権利保護保険への加入率は50%にも及び、扶助の適用も国民の40%以上をカバーし、償還は一部だけであり、敗訴者負担制度の弊害を回避する効果が認められる。

第1審訴訟件数は国民一人当たりで日本の約5倍である。ドイツ人の権利意識の強さ、メンタリティも寄与していると思われる。訴訟件数を減らすために提訴前の和解にも執行力を付与したが、国民は裁判所の判断を望む傾向にあり、その効果があがっていないとのことであった。そうした風土のもとで、敗訴者負担制度は訴訟

抑制の機能を期待されているといえよう。

## 第2 フランス

### 1. 概要

日本の地方裁判所にあたる大審裁判所では弁護士強制がとられているが、かねてより弁護士報酬は当事者の合意に委ねられており、むしろ最近、弁護士会で報酬のガイドラインづくりが行われている。ちなみに、フランスの人口当たりの訴訟件数は日本の7倍以上である。

フランスでは歴史的に法廷での弁論を行う弁護士と訴訟の書面を作成する代訴士（株による承継）とに分かれていた。1971年に第1審では弁護士と代訴士とが統合されたが、控訴院付代訴士は残っている。

90年代はじめから弁護士人口が急増しており、現在では6万人余で過剰感が強い。

フランスでは弁護士強制制度であるが弁護士報酬のごく一部の報酬の規制対象部分が訴訟費用に含まれているのみであって、大方は訴訟費用に含まれず、76年までは日本と同じく各自負担制度であった。76年に、勝訴者に負担させることが適切でないときには敗訴者に負担させることができることになり、91年、「裁判官は、衡平準則、又は、支払いを命じられる当事者の経済的事実を考慮するものとする。裁判官は、職権で、同様の配慮に基づいた理由のため、そのような支払い命令をしないと宣言することもできる。」（民事訴訟法第700条）と改正されたが、91年改正で社会的注目を集める議論がされたということもないようである。

いずれも、裁判官は、裁量によって、負担させる額を判決に掲げる。負担させる額についての調査はないが、通常裁判所では、実際の報酬の1、2割程度との感想が多かった。

フランスでは、法律上、衡平と当事者の経済的事実を考慮して負担させないこともできるとされているため、行政事件での市民や労働事件の労働者、消費者金融事件の債務者などは、敗訴しても負担させられないことが多く、勝訴すれば相手方に負担させることになるため、実質的に片面的負担制度というべき訴訟類型もある。これらは、訴訟へのアクセスを促進させる役割を果たしている。

また、法律扶助が急速に拡充されており、現在では国民の約半数までが扶助対象である。給付制であり、法律扶助の国庫負担額は推定182億円（人口当たりで日本の約13倍）に及ぶ。被扶助者は、通常、敗訴しても相手方の弁護士報酬を負担させられることはない。

このように、フランスの弁護士報酬の敗訴者負担制度は、第1審では、ドイツと異なり、訴訟抑止機能は顕著ではないが、控訴審では控訴院付代訴士が必要であり、その費用が訴訟費用とされ、相当の高額となるため、代訴士の報酬を含めた訴訟費用に加えて、敗訴時に相手方弁護士報酬を負担するのは大変であり、上訴の抑止効

果は顕著といえる。

## 2．訴訟費用と費用負担制度

### (1) 訴訟費用負担制度

訴訟費用 (dépens) は原則として敗訴者負担であるが、敗訴者に負担させないこともできる (696 条)。提訴手数料は 1978 年に無料化され、その他の訴訟費用は、大審裁判所 (地方裁判所) では、多くても 100 ユーロ程度であることが多い。

### (2) 訴訟費用の内容

大審裁判所では弁護士強制であるが、いわゆる弁護士報酬 (honoraire) は訴訟費用に含まれていない。訴訟費用になるのは、弁論以外の訴訟手続に対する法定報酬 (訴額によるが、数千円程度) と、弁論を行うことに対する法定手数料 (フランス弁護士全国基金 (強制加入団体。弁護士の社会保障のための機関) に支払うもので、1 回 8.84 ユーロ) だけである。フランスでは、弁護士報酬は基本的に自由契約である。

但し、控訴院では控訴院付代訴士が必要であり、その費用は訴額の 10 % に及ぶことがある。パリ控訴院付代訴士は 60 人である。控訴審では訴訟費用の敗訴者負担が重く、控訴の萎縮効果が現れている。

### (3) 現在の弁護士報酬の負担制度

91 年に改正された民事訴訟法第 700 条では、職権によって、衡平又は支払いを命じられた当事者の経済的事情を考慮して、弁護士報酬の負担をさせることができるとされている。これは、弁護士強制事件であるかどうかを問わない。

フランスの制度の特徴は、弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて負担させていること、訴訟の結果だけでなく、衡平と当事者の経済事情を考慮することとされていること、衡平と経済的事情から敗訴者に全く負担させないこともできること、及び、裁判官が額を主文に記載することである。そのために、衡平の観点から片面的負担制度のような運用がなされることにもなっている。

誰に負担させるか、負担させる額の決定は裁判所の自由裁量に委ねられており、判決に理由を記載する必要がない。700 条の運用実態については統計もないため詳細は不明であるが、小審裁判所 (簡易裁判所) では 300 ユーロ (3 万 6600 円)、大審裁判所では 450 ユーロ (5 万 4900 円) 程度、大審裁判所でも訴訟が長引くなどで 1,500 ユーロ (18 万 3000 円) から 2,000 ユーロ (24 万 4000 円) になることもあるとのことであったが、おおむね、敗訴者に負担させる場合も、実際の弁護士報酬の 1 割から 2 割程度とみられている。次第に額が大きくなる傾向にあるともいわれるが、インフレの影響もあるとの意見もある。商事裁判所では経済的事情の考慮の必要性が乏しいと考えられているようである。

控訴院では、ある裁判官によれば、代訴士の費用も必要であるので、負担させる額はほぼ 1,500 ユーロとのことであった。破毀院では負担額がより大きいようである。

負担させる額が一定額で実際の報酬よりも低いのは、弁護士が報酬や費用の領収書などで立証しようとしないう傾向があることにもよるとの認識があった。

#### **(4) 弁護士報酬の負担制度の変遷**

フランスでは弁護士報酬は当事者の合意に委ねられており、1976 年までは訴訟の勝敗にかかわらず各自負担であった。76 年に旧 700 条が挿入され、「当事者の一方によって支出されかつ訴訟費用に含まれない金額を、その当事者の負担とすることが不公平であると思われる場合には、裁判官は、その定める額をその当事者に支払うよう他の当事者に命じることができる。」とされた。その後、91 年に現行制度となったものであるが、実際の運用では明らかな変化はないが、改正法下ではより負担させる場合が増えたとの意見もみられた。

#### **(5) 負担させない訴訟領域**

明文で適用除外を記載しているのではなく、衡平と経済的事情を考慮するとされていることから、裁判所の裁量によって負担させていない場合がある。

例えば、国を相手方とする訴訟では、衡平の観点から市民には負担させない。労働事件で労働者には負担させないなどである。

消費者被害事件では、欺瞞的取引被害などでは刑事摘発が行われ、付帯私訴で救済されている。また、消費者団体の団体訴権によって救済も行われていることから、敗訴者に負担させないとする必要性が乏しいようである。フランスでも消費者信用の取立訴訟が増加しているとのことであるが、消費者信用業者が消費者を訴え勝訴しても、通常、債務者の経済的事情を考慮して債務者に負担させていない。

法律扶助を受けた者も、経済的事情を考慮すれば敗訴しても負担させられることはないことになろう。このように、フランスの制度は、経済的弱者には事実上片面的負担制度といえるのではないか。

#### **(6) 手続**

裁判所が判決で負担させる金額を言い渡すため、別に確定手続を要しない。

#### **(7) 裁判官の自由裁量に対する意見**

弁護士からあまりに裁判所の裁量の幅が広すぎるとの批判がある。衡平とは何かの予測可能性のための判例が必要との意見もあった。裁判官からは、ファジーな制度が利点とされている。

### 3. 背景

#### (1) 国勢

人 口 5889 万人(2000 年)

国土面積 55 万 2000 平方キロメートル

#### (2) 弁護士制度と人口

多様な法律職の存在と統合

フランスには、弁護士(avocat)、代訴士(avoue)、法律顧問職(conseil juridique)などの法律職があり、弁護士にも、一般弁護士とコンセイユ・デタ及び破毀院で弁護ができる弁護士(avocat au Conseil d'Etat et la Cour de cassation)があり、代訴士にも控訴院付代訴士(avoue pres des cours d'appel)と一般代訴士とがあった。他にも、公証人や執行士といった職種がある。

うち、代訴士は株の譲渡を伴っており、1971 年法で大審院では代訴士の株を政府が買い上げて弁護士職と統合され、法律顧問職も 1991 年に統合された。

しかし、控訴院付代訴士(パリ控訴院で 60 人)が今日も残っており、控訴院では弁護士と代訴士両方が強制である。破棄院(最高裁)にも特別の弁護士がいる。

#### (3) 弁護士数とその変遷

	第 1 審 控訴審弁護士数	訴訟件数
1976年	11,869人	722,200件(大審、小審、商事、労働)
1996年	33,014人	
1998年	35,270人	
1999年	36,445人	1,463,381件
2000年	38,140人	

(1993 年以降、弁護士人口が急激に増加。95 年頃から女性が急激に増加し、近年では新規資格取得者の過半数を超えている。)

コンセイユ・デタ(最高行政裁判所 Conseil d'Etat) & 破棄院付弁護士数

1996年	89人
2000年	90人

控訴院付代訴士数

1996年	391人
2000年	415人



## 4．弁護士報酬制度

報酬は依頼者との契約による。完全成功報酬制度は禁止されているが、部分的成功報酬制が多い。大規模事務所を中心にタイムチャージ制も普及してきている。

扶助事件の報酬が低額であるため、2000年には弁護士会がデモを実施した。

## 5．裁判所制度と利用状況

### (1) 多様な裁判所

第1審は、普通裁判所に係属する。普通、裁判所は訴額により2つに分かれ、訴額3万フラン(366万円)までは小審裁判所(全国に437ヶ所)、それ以上が大審裁判所(全国に181ヶ所)に係属となる。

その他に、商人間の紛争のための商事裁判所、労働裁判所、社会保障始審裁判所などの特別裁判所がある。商事裁判所は商人間の紛争と、消費者から商人に対して提起する紛争に係属する。通常裁判所に劣らない規模で活動している。

大審裁判所は弁護士強制である。通常事件の上訴は、控訴院及び破棄院に係属し、控訴審では、弁護士だけでなく控訴院付代訴士が必要である。行政事件は行政裁判所が管轄し、上訴はコンセイユ・デタが担当する。コンセイユ・デタ及び破棄院では、特別の弁護士のみが担当できる。その他は弁護士強制ではない。

#### \* 商事裁判所

商事裁判所は1563年からの歴史のある、商事事件をすべて所轄する裁判所である。また、消費者が企業を訴える場合には、商事裁判所を選択することもできる。

商事裁判所の裁判官は全員、職業裁判官ではなく、事業経験があり、商工会議所の推薦で選任される名誉職で、無報酬であるという特徴がある。商事裁判所には調停制度もあり、その調停員も職業裁判官ではないが、こちらは報酬を得ている。面談した商事裁判官は商事裁判所では700条の運用に制約が少ないとの見解であったが、弁護士の意見では、商事事件においても敗訴者負担は実際の報酬の1割程度であるとの意見であった。地方の商事裁判所の場合には、職業裁判官でないことに問題も生じている。商事裁判所の裁判官に一部職業裁判官を加えることが検討されたが、現在の裁判官が全員辞職を訴えたため実施されなかった経緯がある。

#### \* 消費者事件

企業から消費者に対する訴訟は、3万フランまでは小審裁判所、3万フランを超える事件は大審裁判所に係属。

消費者が企業を提訴する場合は、大審裁判所、小審裁判所の他、商事裁判所に提訴することもできる。

法律違反等に刑事制裁を伴っており、刑事裁判所で附帯私訴により救済。

消費者団体が団体訴権をもち、被害救済も行う。

共同代表訴権がある。

## (2) 最近の訴訟件数と変遷

	裁判所数	1996年	1998年	2000年
破毀院		20,275	21,928	21,331
控訴院	33	219,271	210,610	194,392
大審裁判所	181	676,282	634,596	600,999
小審裁判所	473	479,760	467,184	491,523
商事裁判所	191	269,350	236,094	238,939
労働裁判所		167,894	191,977	160,747
行政裁判所		101,575	132,918	126,410
(控訴)		15,553	17,135	17,803
(コンセイユ・デタ)		8,091	10,232	12,800

### 第1審訴訟件数の推移

1976年 72万2,200件

1999年 146万3,382件

## 6. 権利保護保険

フランスでは報酬が自由契約であり、敗訴者負担も裁判所の自由裁量に委ねられていることから保険会社が計数化しにくく、また、弁護士間の競争が激しいことなどから、権利保護保険はほとんど利用されておらず、当面のところ普及の見通しもない。

## 7. 法律扶助制度

### (1) 法律扶助制度の拡大の流れ

91年法改正で国民の50%まで法律扶助が得られるようになったが、反面、法律扶助事件当たりの弁護士報酬額が低額化している。

## ( 2 ) 法律扶助額・件数

	1996年	1998年	2000年
司法扶助認容民事事件数	391,830	405,461	381,694
司法扶助認容行政事件数	4,934	6,126	7,390
司法扶助額 ( 100万フラン )	1,072.11	1,240.76	1,233.49

## ( 3 ) 償還の要否・実施

給付制

## ( 4 ) 扶助と敗訴者負担

当事者の経済的事情を考慮することから、扶助受給者が敗訴した場合は負担させられないことが普通である。そして、扶助受給層は、世帯収入の下層から 40%程度もあるので、多くの市民にとって、敗訴時の負担のリスクは無い。一方で、勝訴時には自分側の弁護士報酬が回収できるという片面的敗訴者負担的な制度になっている。

## 第3 オランダ

### 1. 概要

オランダでは、弁護士報酬制度は自由契約であるが、タイムチャージ制が多い。敗訴者に負担させる弁護士報酬についての法律上の規定はないが、スケジュール表と呼ばれるガイドラインがある。訴額に応じたポイント額と訴訟の手續に応じたポイント数（訴額に応じて最大ポイント数が定められている）の範囲で裁判官の裁量による。裁判官によって運用が異なるようである。

オランダでは敗訴者負担制度は訴訟件数の抑制政策に位置づけられるとともに、そのように機能しているが、行政事件、労働事件、離婚事件などは法律上又は事実上、両面的には適用されておらず、法律扶助も国民の約 45 %が適用対象であり、基本的に給付制で、扶助の国庫負担額は年 30 億円に及ぶ（人口比で日本の 7 倍）が、扶助は敗訴者負担部分をカバーしないなど、敗訴者の負担は重い。特に、法律扶助を受けられない経済的余力のあまりない中間所得層に負担感を与えることから、このような敗訴者負担制度の弊害を回避するために、完全成功報酬制度の実質的な導入を試みる弁護士も現れており、近時の焦点となっている。

特に、行政事件では行政側に片面的敗訴者負担の運用がなされてきたところ、92 年の行政法改正で法文上に盛り込まれた。行政事件では片面的敗訴者負担制度であるため、環境訴訟などでは、敗訴者負担のおそれのある民事事件としてよりも、行政事件として提訴するケースが圧倒的に多いのも、敗訴者負担制度の訴訟萎縮効果を明確に示すものといえよう。

### 2. 弁護士報酬とその負担制度

#### (1) 弁護士報酬制度・実情

近年、弁護士業態が大手企業法務と一般とで分化したり、専門化してきたりしている。ノーキュア・ノーペイ（完全成功報酬制 no cure, no pay）は禁止されているが、一部成功報酬制（勝訴・敗訴で時間給を変えることなど、success fee）は認められている。

かつては弁護士会が弁護士報酬を規制していたが、現在は、独禁法との関係で行っていない。報酬契約は、自由競争の確保のために、依頼者と弁護士間の当事者の合意による。報酬はタイムチャージ制が多い。

着手時に前払いを求めたり、毎月月末に請求するなど、支払方法はいろいろであり、有限会社で事件を受任し、敗訴者負担分などを連帯保証し、完全成功報酬制を掲げる事務所もでている。依頼者の敗訴の場合における弁護士報酬の負担のリスクを回避するというものである。

#### (2) 弁護士報酬の敗訴者負担制度（現行）

法律上、負担させる額を定めた規定はないが、内部的ガイドラインとして、スケジュール表がある。が、裁量権行使が広範であり、その運用は、裁判官によってかなり異なるようである。(もっとも、弁護士は相談に際してそのガイドラインによって説明する為、依頼者によっては、訴訟を諦めることがあるとのことがある。)

ガイドラインによると、敗訴者負担部分は、訴訟内の手続ごとにポイント(単位)制になっている。訴訟上の行為ごとに、例えば、召喚状、答弁書、口頭弁論は各1ポイントで、全部で3ポイントとなる。訴額に応じて、ポイント当たりの報酬金額が異なり、ポイント額(請求額による)×ポイント数であるが、訴額に応じたポイントの上限がある。

### (3) 敗訴者に負担させる額(率)の一応のガイドライン

(1ユーロ = 122円(2002年10月8日現在))

下表のように、2.2% - 23%まで、訴額が高額になると率は低くなる。

訴額Claim(ユーロ) (括弧内は日本円換算)	1ポイントの額	最大ポイント数	訴額割合
1 ~ 9,983 (約122万円)	331	5 (最大1,655ユーロ = 201,910円)	16.6% ~
~ 19,512 (2,380,464円) 及び訴額不明時	390	6 (最大2,340ユーロ = 285,480円)	11.9% ~ 23.4%
~ 39,025 (4,761,050円)	499	7 (最大3,493ユーロ = 426,146円)	8.9% ~ 17.9%
~ 97,672 (11,915,984円)	771	10 (最大7,710ユーロ = 940,620円)	7.8% ~ 19.7%
~ 195,125 (23,805,250円)	1,225	10 (最大12,250ユーロ = 1,494,500円)	6.2% ~ 1.25%
~ 390,251 (47,610,622円)	1,724	10 (最大17,240ユーロ = 2,103,280円)	4.4% ~ 8.8%
~ 988,316 (120,574,552円)	2,224	10 (最大22,240ユーロ = 2,713,280円)	2.2% ~ 5.6%
988,316 ~ (120,574,552円)	2,768	10 (最大27,680ユーロ = 3,376,960円)	~ 2.8%

### (4) 弁護士報酬の負担制度の変遷

歴史的由来ははっきりしないが、1880年ないし90年のドイツ法の影響が強い時期に敗訴者負担が導入されている(3.(3)オランダ法の歴史参照)。

司法省の成功報酬問題担当者によれば、市民に紛争解決の選択肢を与えることと、訴訟件数を抑制するために、手数料と弁護士報酬の敗訴者負担制度が導入されたとの説明であった。

オランダにはかつて行政裁判所があったが、EU統合によって普通裁判所で行政事件も取り扱うようになり、行政裁判所は廃止された。政府に対する司法アクセスを確保するため、行政事件については敗訴者負担の例外とされてきた。

## (5) 負担させない訴訟領域

法文上、片面的敗訴者負担となっている行政事件

行政法第8章75条によると、市民（自然人）が敗訴しても負担させないが、市民（自然人）が勝訴すれば弁護士報酬の一部が国から支払われることになっている（片面的敗訴者負担）。このような運用は、1900年頃から行われており、現在の行政法になってから明文化された。もっとも、市民（自然人）が訴訟権濫用したことが明らかな場合には、敗訴者負担とすることも可能とされている。

このような取り扱いの理念は、政府に対する司法アクセスを確保し、政府に対する議論を活性化するためである。行政裁判所があった時代から同じである。

日本では、多くの民訴法学者が片面的敗訴者負担に反対していると伝えたところ、ライデン大学紛争解決法専門の教授は、「行政事件に片面的負担制度をとることに問題はない。日本で学者に反対論があるとすれば、文化的な違いではないか。」との回答だった。

なお、環境訴訟の多くは、片面的敗訴者負担制度である行政事件として行われている（年間の環境事件数は、行政事件6,000件、刑事事件6,000件、民事事件300件）。行政事件が多いのは、民事訴訟の敗訴者負担を回避するためであろうとのことであった。

法文上の裁量による両面的敗訴者負担の例外

民事訴訟法237条 「敗訴の当事者は訴訟費用の負担を命じられる。但し、夫婦、登録上またはその他の同棲者、直系の親族、兄弟姉妹、婚姻関係による二等親縁者の場合、及び、当事者双方に争点の勝敗がある場合は、訴訟費用の全額または一部額を相手方に分担させることができる。さらに、裁判官は、必要以上にコストの吊り上げ、浪費のあった部分の費用については、その原因となった方の当事者に当該部分の費用負担を命ずる事ができる。」

ア) 離婚など近親者間の事件

訴訟費用の全部または一部を相手方に分担させることができる。

イ) 当事者双方に争点の勝敗がある場合も、訴訟費用の全部または一部を相手方に分担させることができる。

ウ) 必要以上にコストの吊り上げ、浪費のあった部分の費用

これは原因者に負担を命じることができる。

運用上の例外

ア) 労働事件

法文上は敗訴者負担であるが、現実の運用では各自負担であるとのコメント（司法省、ライデン大学教授）、片面的敗訴者負担に近いとのコメント（通訳者）などがあった。

イ) 家事事件、賃貸借事件

ライデン大学教授教授（紛争解決法が専門）によると、家事事件、賃貸借事件では、ほとんど敗訴者負担とされていないとの説明もあったので、各自負担の意味であろうと思われる。

#### (6) 負担すべき弁護士報酬の決定手続

判決主文で、敗訴者による弁護士報酬負担額を記載する。

暫定的審理手続の判決書きの例を引用する（『オランダの民事司法手続 - 暫定的審理手続を中心に - 』法曹時報 48 巻 3 号 河・義典）。

「主文

裁判所所長は、次のとおり判決する。

原告の請求を棄却する。

原告に対し、本件費用の支払いを命ずる。これまでの被告の費用は推定 1,250 ギルダールであり、そのうち裁判手数料は 250 ギルダールである。

本判決は、直ちに執行することができる。

以上のとおり、年月日の公開の期日において、書記官の立ち会いの下に、裁判官氏名が判決を言い渡す。

書記官

（署名）

裁判官

（署名）

」

### 3. 背景

#### (1) 国勢

人 口 1,588 万人

国土面積 4 万 1,526 平方メートル

#### (2) 裁判所制度

最近の訴訟件数

人口 1,000 人当たりの民事裁判事件数は、アメリカの 5 分の 1、ドイツの 2 分の 1 である。

訴訟件数の変遷

1950 年代に社会保障の考え方が進み、法律扶助制度を開始している。そのため、法律扶助事件が急増した。1970 年代には全額政府が負担する制度ができ事件数が増加した。しかし、経済状況が悪化したことから、1980 年代に一部本人負担を導入して、少し減少した。

特に、色々な類型で事件数が増加している。背景として、最近では、新しい法律や金融システムにより、リプロ化（保守的な自由放任、非介入主義）が進んでいる。国が何でも面倒を見るという思想から、訴訟を通じて自助努力で自己責任を貫徹するようにするために訴訟を利用しやすくしようという動きがあり、2001

年の民訴法改正で、民訴手続簡素化と審理促進が図られた。

他方、オランダでは訴訟の件数を抑制する政策をとっており、訴訟件数の抑制のために、法律扶助の一部自己負担化、提訴手数料の額、敗訴者負担制度で調整しているとのことであった。ライデン大学教授によれば、最近では提訴手数料を引き上げて裁判外の紛争処理へ誘導する政策をとっているが、もともとオランダでは、和解志向のカルチャーがあるとのことである。

### (3) オランダ法の歴史の一端

オランダは、12, 3 世紀に、海水が広範な領域に侵入してきて、各地域の水防自治委員会というヨーロッパ最古の民主的な制度が作られ、州の固有法が発達したが、1795 年から 1813 年、フランスに支配された間に、フランス成文法典の適用を強制され、全国的に統一された。1813 年の独立後も引き続きフランス法が残ったが、1838 年まで続き、新民法、商法典、民訴法典、刑訴法典ができたが、これら新法典でも、フランス法の影響が強かった。

しかし、19 世紀後半は、ドイツ法にならいつつ「オランダ的な精神」を法典に入れようとする動きがあった。ここで、「オランダ的な精神」とは、1811 年以降フランス法を押しつけられたが、裁判官がフランス法の適用を緩和することによって声望を得たことを指す。このことを示した言葉として、司法大臣は、「全法規にみなぎる裁判官に対する信頼こそ、まさにナショナルリスティックなものである。」と述べている。刑法では、たとえば、1886 年に制定された新刑法典（現行刑法典）は主としてドイツ法をモデルとしつつ、すべての犯罪に適用可能な最下限の刑罰（1 日）を規定して、裁判官の広範な裁量に委ねている。

## 4 . 弁護士制度及び弁護士報酬制度

### (1) 弁護士と周辺職種・その制度

弁護士会はオランダに一つのみであり、強制加入である。弁護士会は、公益のために会員に対する規制権限があるが、独占禁止法の制約がある。

### (2) 弁護士強制か

簡裁以外の民事事件は弁護士強制であるが、行政事件は弁護士強制でない。

### (3) 法律相談機関

国民の約 50 % が、法律扶助事務所で安い法律相談を受けられる。全国に約 50 箇所あり、100 % 政府からの資金で運営されている。法学部卒業生が相談して勤務している。80 ないし 85 % は、30 分以内の相談で解決される。残りは弁護士のところに相談に行くようにアドバイスされる。弁護士事務所で 3 時間半以内に、10 % が解決される（この 3 時間半の費用の自己負担額は 14 ユーロのみ）。残り 5 % は、当初から弁護士のところに行った場合と同じになる。



\* 当初から弁護士のところに行く事件

62 ユーロから 532 ユーロまでを収入に応じて負担する。

要するに、一般人については、あまり複雑でない事件は法律相談機関で解決し、難しい事件だけ弁護士に依頼するという政策がとられており、お金のある個人や企業は直接弁護士と契約することになる。

## 5 . 訴訟費用

### ( 1 ) 一般民事事件の提訴手数料

1 万ユーロ以下は、225 ユーロ ( 2.25 % 以上 )

1 万ユーロを超えると、訴額の 1.9 % であるが上限があり、市民は 750 ユーロが上限であり、企業は 3,500 ユーロが上限である。

### ( 2 ) 家族事件、行政事件の提訴手数料

一般民事事件より低い。

### ( 3 ) 仮差押

115 ユーロを納め、後に本案訴訟分に充当される。

## 6 . 権利保護保険

### ( 1 ) 権利保護保険の普及変遷

1970 年代から現れ、現在では全世帯の 15 % が加入している。敗訴者負担部分もカバーする。法律扶助の適用者層との重なりもある。敗訴者負担のリスクが大きく、法律扶助は敗訴者負担部分をカバーしないことも普及の理由としてあげられよう。

### ( 2 ) 保険支払、弁護士活動

保険会社は、法律アドバイスと、一定額の費用支払をする。たとえば、訴額 1 万ユーロの場合、自分の弁護士費用は 2,000 ユーロで、敗訴すれば、敗訴者負担部分がプラスされて保険会社から支払われる。そのため、保険会社は和解を勧める傾向がある。

## 7 . 法律扶助制度 ( 『オランダ法律扶助制度概要報告書』 1998 年から )

### ( 1 ) 法律扶助制度の拡大の流れ

1950 年代から法律扶助制度を開始。

1950 年代には、弁護士報酬を政府が扶助し、法律扶助事件が急増。

1970 年代、全額政府が負担する制度で、事件数が増加。

1980 年代、一部本人負担を導入して少し減少。

2002 年の民事訴訟における法律扶助の国庫負担額は、2,868 万ユーロ ( 約 33

億円)である。

## (2) 扶助給付対象国民、紛争ごとの割合など

国民の45%が適用対象者である。

## (3) 扶助対象活動

法律扶助委員会がオランダに5つあり、独立的であるが、費用は法務省が負担。

法律扶助対象者が収入証明をもって弁護士の所に行き、事件終了時に、弁護士が法律扶助委員会に費用を請求する。

法律扶助による訴訟事件の報酬は、事件類型ごとに一定額である。

法律扶助事件は、弁護士会の行為規範により、事件をできるだけ交渉や和解で解決しなければならないとされており、全事件の半数が提訴前の和解で解決されている。(なお、イギリスでは政府が時間給で支払うので、このようなインセンティブは働かないとの対比が持ち出す者もいた。)

## (4) 償還の要否・実施

532ユーロは自己負担となるが、それを超える部分は給付制であり、償還不要。

## (5) 扶助と敗訴者負担

被扶助者が勝訴・敗訴のいずれの場合も、扶助費のうち自己負担部分532ユーロを超えない額は返還を求められない。

弁護士会委員の説明によれば、敗訴したことによる本案の支払いや、訴訟費用、敗訴弁護士報酬については、敗訴被扶助者の負担となる。敗訴者負担は扶助を利用した場合の訴訟抑止策になっている。

敗訴者負担制度は濫訴防止のために訴訟抑止政策として位置づけられている。

## 8. 近時の弁護士報酬制度に関する争点

成功報酬制を禁止している弁護士会規則について、弁護士会側は、成功報酬制は、依頼者の利益ではなく自己の利益追求となるとして禁止しているが、勝った場合と負けた場合で時間給を変更する「成功報酬」については合法としている。しかし、司法省は、アメリカで訴訟が多いのは成功報酬制度のためとの認識から、訴訟数を抑制するために、簡単な事件を早く処理する機能をもつ現在のシステムを守りたいと考えているようである。

## 9. 敗訴者負担制度の影響

### (1) ライデン大学教授(紛争解決法)

オランダの敗訴者負担制度には、3つの可能性が存在する。

大手企業

訴訟費用制度はあまり影響がない。

中小企業や法律扶助が適用されない私人

敗訴者負担は一定程度司法アクセスへの抑制となる。

貧しい人々

労働、賃貸、家族関係の事件が多く、法律扶助があり、これらの事件では敗訴者負担がとられることは少ないので、影響は出にくい。

## (2) 医療過誤を取扱う弁護士

司法アクセスのために敗訴者負担が望ましいと説明する日本人がいるが、どう感じるか、との質問に対して、本当に勝訴見込みの高いケースであれば、訴訟提起は容易になるだろうが、勝訴の見込みの高いケースはそれほど多くないので、敗訴者負担はアクセスの障害になる。保険会社が被告を支援して、訴訟費用の高額化を促すことになり、原告があきらめるようにするといった問題もある。

## (3) 環境訴訟を取り扱う弁護士

行政訴訟は行政の片面的負担なので市民の負担が少ない。そのため、環境訴訟では行政事件による場合が多い(年間の環境事件数は、行政事件 6,000 件、刑事事件 6,000 件、民事事件 300 件)。

## 資料編

### 第 1 ドイツ訪問先別報告

#### 1 . 司法省 ( Hessisches Ministerium der Justiz )

対応者  
裁判官

所在地  
Luisenstraße 13 65185 Wiesbaden

##### ( 1 ) 対応者の経歴など

ヴィースバーデン高等裁判所の判事。1986年に裁判官となり、1995年から兼任で、司法省での弁護士報酬問題を担当している。新連邦弁護士報酬改正法案の12人の執筆者の一人。

##### ( 2 ) 弁護士報酬に関する規定

弁護士報酬は連邦法で規制されている。報酬額の予測可能性を高めるために重要である。裁判だけでなく裁判外の弁護士の報酬についても規定されている。契約によって報酬を増加したり、タイムチャージなどの計算によることもできるが、その契約は書面によることが必要とされている。訴訟費用の規定は民事訴訟法 91 条に規定があり、敗訴者負担が原則である。例えば原告が被告に対して 1 万ユーロの請求をした場合、主文において本案請求に対する判決と同時に敗訴者負担について判決がなされ、司法補助官が費用確定決定をし、執行することになる。敗訴者負担の考えは裁判によるコストを発生させた原因者が負担するというものである。

##### ( 3 ) 敗訴者負担の例外

一部勝訴の場合は、勝訴の割合に応じた割合的負担となる。例えば 1 万ユーロの請求に対して 7,000 ユーロの請求が認められれば、敗訴被告は訴訟費用の 7 割を負担することになる。裁判上の和解の場合も負担を決めなければならないが、その際は、和解にならずに判決に至る場合などを考慮して裁判官が決定する。

家族関係裁判 ( 第 93 a 条 ) の弁護士報酬は基本的に各自負担で裁判費用は 5 : 5 で負担する。もっとも、婚姻当事者の一方の生活を不相当に侵害する場合など、不公平であるように見える場合は、公平な裁量により費用を異なって分担させうる。

家族間において「敗訴者」を発生させることは好ましくないからである。

労働裁判（労働裁判手続法 12 条 A）も各自負担である。その理由は、労働裁判は弁護士強制となっていないこと、実際に労働者側にはたいてい労働組合の弁護士が代理人となること、労働者にとって裁判のコストを軽減する必要があることなどである。

#### （４）司法関係者

ドイツの人口は 8,200 万人。ヘッセン州は 600 万人。ドイツ全体で 11 万人が弁護士登録し、そのうちヘッセン州では 13,000 人、ヴィスバーデン市には 800 人（人口 25 万人）

裁判官は 2 万人。そのうちヘッセン州では 1,600 人である。司法試験合格者が増加し、裁判官、検察官に任官できる数は少数であり、弁護士になる人が多い。弁護士の数が増加し、競争が激しくなり、弁護士報酬法があっても依頼者が少なく経営困難となっている事務所もある。ドイツ弁護士会議所や弁護士会が報酬を増加しようとする動きがある。

#### （５）敗訴者負担の制定の経緯と問題点

制定の経緯・目的はよくわからない。かつては弁護士の報酬は食料品などを事件の終わった時に受け取っていた。当初は裁判費用と弁護士報酬とは分かれていた。

弁護士報酬が裁判費用と同じ扱いで敗訴者負担となったのは、弁護士の司法制度における役割として、弁護士が司法制度を守っていく役割を果たす事（司法制度の一環）を期待されていることなどの理由によるものと思われる。弁護士は、依頼者の利益を守る営業の側面とともに、司法制度の一環としての役割がある。（たとえば、刑事事件の場合、裁判官が弁護人を選任する手続がなされた場合に、弁護士はこの仕事を断ることができない。）

敗訴者負担は不確実な裁判結果に大きく依存することであり、敗訴者負担の場合には不確実性の影響は各自負担の場合よりも大きいことになる。これらのリスクがあるからこそ、それを回避するために保険に加入している。保険に入っていない人にとっては、敗訴者負担制度は訴訟提起を断念する要因となりうる。

#### （６）弁護士報酬等の支払方法と確定手続など

一部を前払で受け、残りを判決後に受領しているが、前払いの割合は分からない。また、前払いを要求しない弁護士もいる。裁判費用は 3 つの単位に分かれており、提訴時に 1 単位、判決後に残りを支払うことになっている。

判決には訴訟費用などについて負担割合が記載され、訴訟費用の確定がなされて執行力を得、それによって回収することになる。

ドイツでは、敗訴者負担問題について特に議論はない。完全成功報酬制は考えられない。弁護士報酬の改正案では、起訴前の弁護士活動、ADR での和解の報酬を引き上げることによって、訴訟を抑制できると考えている。

## 2. マールブルグ地方裁判所

対応者

地方裁判所民事裁判官

司法補助官

労働裁判所裁判官

### (1) 概要

マールブルグ地方裁判所管轄地域の人口は 30 万人。

管内に 4 つの簡易裁判所がある。

裁判官数：50 人（簡裁 16 人、地裁 34 人）

事件数：簡裁 4,400 件、地裁 1,200 件 家庭裁判所の事件は 2,200 件、刑事事件は単  
独事件が 3,000 件、合議事件は 150 件程度

弁護士数：250 人（内 70 名は公証人を兼任）

### (2) 弁護士強制について

地方裁判所事件及び家庭裁判所事件は弁護士強制であり、簡易裁判所では弁護士強制ではないが、95 %に弁護士がついている。労働裁判も弁護士強制はない（労働者は組合に加入していれば、組合が代理することになる。一方、会社側も企業組合に加入していれば、その組合が代理することになる）

賃貸借事件は簡易裁判所の管轄である。民事訴訟の 4 分の 1 は家庭事件で、4 分の 1 が交通事故、残りはその他いろいろな事件。建築紛争事件は地裁の管轄となっている。

### (3) 管轄など

区裁判所の管轄は訴額 5,000 ユーロまでである。

賃貸借契約関係の紛争は簡易裁判所の管轄である。

家族関係の紛争は家庭裁判所の管轄である。

行政、財政、社会保障関連の裁判数は多い

### (4) 弁護士登録

弁護士の活動区域は地方裁判所の管轄ごとに登録された弁護士に限られていたが、2000 年の法改正によって活動区域の制限はなくなった。但し、高裁事件については各裁判所に登録された弁護士しか担当できない。通常最高裁判所に登録されている弁護士は 60 人だけであり、経験、実績などその資格要件は厳しい。

簡易裁判所でも 95 %の事件に弁護士がついている。行政事件と異なり、当事者主義である民事においては当事者の責任で主張を尽くさなければならないので、弁護士

に依頼しないと不安であると感じていることと、民事裁判の前に交渉がなされていて、既に争点は明確となっていて弁護士はそれを書面化する程度の仕事が通常であり、保険を利用できることなどから、高い受任率となっているようである。

#### (5) 訴訟費用

訴訟費用は、送達費用、鑑定費用、証人の日当・旅費などに分かれる。

訴訟費用は、1 審では 3 単位を前払いし、控訴審では 1 単位を前払いする。送達費用の前払いも必要である。これらの支払いがなされたことを確認してから送達の手続がなされる。訴額は、裁判所が申立により決定することができる。訴訟費用の確定には裁判官、司法補助官、費用計算担当官（事件ごとに担当者が決まっている）が関わる。司法補助官が費用計算担当官を監督し、費用計算担当官の計算に基づいて司法補助官が決定する。

#### (6) 労働裁判の特徴

労働裁判は民事裁判所の管轄であったが、第 2 次世界大戦の後に専門の労働裁判所ができ、労働裁判所において審理されるようになった。ワイマール時代にも民事裁判労働部として存在していた。労働裁判所の監督庁は労働省であったが、ヘッセン州では 3 年前に司法省に移った。各州によってその監督庁が異なる。裁判官には憲法上独立した地位が保障されているので、労働裁判所が法務省や労働省などの監督を受ける制度であることは憲法上の問題を抱えている。

民事裁判は互いに経済的立場が対等な争いであると言えるが、労働裁判では立場が基本的に異なることが特徴である。労働裁判所の裁判官は、マールブルグでは 3 人、うち 1 人は別の労働裁判所と兼務となっている。裁判官と事業者側、労働者側から選ばれた法律家ではない専門員（参審員）2 名が加わって審理する（1 審・2 審）。最高裁では、裁判官 3 名と参審員 2 名によって審理される。マールブルグでは年間 2,000 件から 2,500 件である。

労働裁判の第 1 審は弁護士強制ではない。労働組合の法務委員と企業組合の法務委員に訴訟代理権がある。60 %を超える事件に代理人がついている。以前は、労働者側には代理人がついておらず、企業側に弁護士の代理人がつくというケースが多かったが、不況の背景から立場に変化を生じている。労働者側は保険に加入していて代理人をたて、企業側にはついていないというケースが増加してきている。

第 2 審は代理人強制であるが、企業や組合の法務担当者も代理権がある。第 3 審は弁護士のみが代理権を有し、弁護士強制である。最近、手続がスムーズに進行されるように、代理権を登録された弁護士に限定しようとの議論がなされている。

労働訴訟の訴額は最初に決めず、口頭弁論手続終了後に決定される。一部和解などで訴額が小さくなると、終結時の訴額が小さくなり、それを基準に弁護士報酬の決定をすると、弁護士の働きに比べ報酬が小さく算定されてしまうことがありうる。そこで、この訴額とは別に、弁護士の報酬額算定のための訴額を当初に決定することもで

きる。

労働裁判はスピードが大切である。3ヶ月で60%が処理されている（簡易裁判所も同様に3ヶ月以内に60%が終了している）、和解による解決が多いが、和解があるから早いというわけではない。判決の内容は短いものである。労働事件は調停前置主義であり、調停は裁判官のみでなされる。調停は2週間以内でなされ、50%以上が調停で終了する。弁護士にとっても、調停の段階で終了すれば3単位の報酬が与えられるので、早期に和解で終了させる強い動機づけとなっている。民事事件でも97%が和解で終了する。和解の場合での費用の分担についての交渉は時間をかけてなされる。この合意ができなければ、50%で合意するか、判決にゆだねるかの選択をしなければならない。敗訴者負担はこの選択の大きな要因となっている。

労働事件の種類は、3分の1が解雇事件、3分の1が賃金未払いに関するもの、残りの3分の1がセクハラなどその他の事件である。

労働事件の訴訟費用は1単位しかなく、最高500ユーロであり、前払いの制度はない。

権利保護保険の加入割合などのデータはないが、労働裁判で、当事者が保険なしで弁護士をつけているのは40%程度と思われる。

弁護士報酬の取立のための紛争も多い。弁護士は訴訟を提起しないと報酬をとれないこともある。

#### **(7) 労働裁判を巡る敗訴者負担問題**

労働裁判を民事裁判所から独立させる際に、敗訴者負担にするか否かについて議論がなされた。労働者は経済的に豊かではなく、弁護士をつけることが困難であるのに、企業側は弁護士をつけて応じることになるのは不公平であるとして、労働者保護の観点から敗訴者負担としないこととした。最近では逆に、企業側が弁護士をつけず、労働者の方に弁護士側がついている事案も増加してきているが、これまでの制度に変更はない。

#### **(8) 費用確定手続について**

判決後、事件の記録が司法補助官のところへ回され、弁護士の司法補助官への費用確定の申立によって費用確定の手続が開始される。

司法補助官は、高校を卒業し、司法補助官養成のための専門学校（3年、各州1つ）を卒業して資格を得る。同専門学校に入学と同時に、公務員として給与を受け取ることになっている。

弁護士からの申立の後に記録を検討して報酬額の決定をする。請求通りの認定であれば、この決定には理由は附されない。決定内容は事件関係者に知らされる。決定には異議申立が可能で、司法補助官が再度検討し、その後は訴額次第で地裁が簡裁で審議されることになる。関係者からの異議がなければ確定してこの決定は執行力を持つ。決定までは争いがあるが、弁護士はコンピュータソフトを使って計算しているので争



いは少なく、異議が出て争われることは少ない。

敗訴者が支払わない場合、勝訴者は同じ司法補助官の確定手続で、自分の報酬を自分の依頼者（勝訴者）に請求することができる。敗訴者負担の確定決定は当事者に対して発送される。

しかし、敗訴者が払わない事例も多い。弁護士が前払いを1単位だけとしているのも、回収が困難となる理由ではないか。

弁護士報酬確定の他に、司法補助官の主たる仕事は、非訟事件手続と強制執行事件である。

### **(9) その他敗訴者負担が問題となる事例など**

行政訴訟でも敗訴者負担であるが、行政側の代理人として政府の法律家が出廷するので、被告側の弁護士費用が発生せず、原告側は訴訟費用を除いて弁護士報酬の敗訴者負担問題はおきていない。

社会保障に関連する裁判では、弁護士報酬は敗訴者負担であるが、訴訟費用は負担する必要がない。

敗訴者負担の根拠は、争いを起こした責任のある者が費用を負担するという損害賠償の観点であろう。経済的弱者からみれば、リスクがあれば訴訟を提起することを断念することとなり、厳しい制度だといえる。法律扶助でも、相手の弁護士費用は自己負担となる。経済的弱者、少数意見者にとって、司法アクセスの観点から厳しい制度であるとの意見が表明された。

## **3. フランクフルト弁護士会**

### 対応者

フランクフルト弁護士会の弁護士  
フランクフルト弁護士協会の弁護士  
計7名

### 所在地

フランクフルト弁護士会  
Rechtsanwaltskammer Frankfurt Am Main  
Bockenheimer Anlage 36 60322 Frankfurt am Main

フランクフルト弁護士協会

Frakfurter Anwaltsverein

60313 Frankfurt/Main, Gerichtsstrasse 2, Geb.B

### (1) 訪問先の特徴

弁護士会 (Rechtsanwaltskammer)

日本の弁護士会に類似する。弁護士強制加入団体で、懲戒権を有する。福利厚生事業も行う。

4年前から弁護士登録事務も行うようになった。それ以前は政府による登録であった。弁護士報酬についての苦情処理を鑑定 (Gutachten) の形式で行う。

弁護士協会 (Anwaltsverein)

任意加入団体で、組織率は 56 %。結社の自由にもとづき、弁護士会と同じ区域単位で設置されている。ロビイング活動や当番弁護士活動も行っている。親睦、研修など教育も行う。

### (2) 報酬に関する主要議題

ドイツでは、弁護士報酬の引き上げが課題である。連邦弁護士報酬法は 1994 年から変わっておらず、報酬額が低額になっているからである。今年、政府は弁護士報酬法の改正ではなく、新規の法案を準備したが、引き上げが実質ゼロだったので弁護士側が拒否した。

弁護士会と弁護士協会が弁護士報酬額についての調査を A 教授に委託し、2000 年と 2001 年の調査結果を弁護士会議所の雑誌に発表済みである。それによれば、弁護士数の増加、事務所維持費の増加 (事務員、IT 導入) などにより、弁護士の所得が 30 % 下がったとのことである。この調査に基づいて報酬の引き上げを要求している。

### (3) 現行弁護士報酬法について

現行の連邦弁護士報酬法に基づき、BRAGO 表によって、一般の事件についての最低の弁護士報酬が定められている。また、法律扶助の場合の弁護士報酬は、PKH 表に定められている。敗訴者負担制度については、民訴法 91 条 ~ 97 条に書かれている (関連条文等ドイツ資料 1)。

弁護士報酬の具体例

離婚の時、訴額は 2,000 ユーロ (約 24 万円) に制限されている。この場合の弁護士報酬は、判決による場合は 1 単位 133 ユーロ × 3 単位 = 399 ユーロ (約 4 万円) になる。

訴額が 3,000 ユーロ以上では、法律扶助の弁護士報酬の方が通常の報酬規定の額よりも低くなる (3,000 ユーロまでは同じ)。

### (4) 実際の弁護士報酬額に対する法定報酬額の影響

家族法・刑法の取り扱いが多い弁護士によれば、70 %は法定どおりの報酬にしているとのことである。このことからみると、法定報酬が多くの弁護士の報酬契約に大きく影響しているといえる。

#### (5) 敗訴者負担に関する判決等の手続

敗訴者負担に関しては、判決の主文で示される。但し、100 %勝つことは少ないので、通常、割合的に示される。その後、司法補助官に確定申請することにより、司法補助官が確定する。

#### (6) 権利保護保険等の保険と、提訴、敗訴者負担の関係

権利保護保険の保険料はそれほど高くない。

保険に入っている場合は、依頼者からの委任を受けて、訴訟提起前に保険会社と交渉して訴訟でカバーする範囲を調査し、訴訟結果の見込みなどを協議する。現在の保険は紛争の類型の全てをカバーしていないし、パッケージ化されていて、消費者が任意に選択する。離婚事件については、2001年4月1日、カバーする保険会社も出てきた。

もっとも、普通取引約款が公表されており、その内容はどの保険会社でもほぼ同じ内容であるので、おおよそのことはわかる。

#### (7) 民事法律扶助

法律扶助は敗訴した場合の相手方の弁護士報酬の負担分をカバーしない。

敗訴すると、扶助対象者も相手方の弁護士報酬の敗訴者負担部分を支払わなければならない。弁護士は、依頼者に対する説明のなかで、敗訴時の相手方の弁護士報酬が法律扶助でカバーされないことを説明する義務がある。この説明をすると、扶助対象者も訴訟委任をやめることがある。

##### 新しい展開

法律扶助の拡大によって、経済的に貧しい人が訴訟を起こす前に弁護士に法律相談できるようになった。扶助事件での弁護士報酬は非常に低額だが、弁護士は依頼を受けた場合、相談を断ることができない。

ア(手続) 相談希望者は、まず裁判所に行き、司法補助官による法律扶助資格の有無の判断を受け、認められた場合には、その証明書をもらう。それをもって、相談希望者が自由に選択した弁護士事務所に行く。この場合、依頼を受けた弁護士は相談を拒めない。

イ(報酬額) 時間や係争額に関わらず、相談1件につき報酬は23ユーロのみである。弁護士が何らかの手紙を書けば、51ユーロとなる。

ウ(法律扶助報酬の請求) 法律扶助の報酬金額が低額であり、請求のための法律事務所の職員の給料の方が高ついてしまうため、請求を放棄することが多い。

##### 立替による法律扶助

ある程度収入があるが、扶助が必要な場合、分割払いで返済する条件での扶助も可能である。

#### 給付から立替への移行

ある程度収入があるが、扶助が必要などという場合、分割払いで費用を払う条件での扶助も可能である。当初給付型の法律扶助資格を認められた者についても、確定判決の後、4年以内に政府がいつでもその者の給料を調べることができ、給付型から分割負担に変更になることがある。

#### 家族関係訴訟の45%が扶助事件

扶助の弁護士報酬が低いことと敗訴者負担とは関係はない。法律扶助予算は州(ラント)の負担であり、予算不足から報酬引き上げは拒否された。

### (8) 弁護士から当事者への報酬請求

#### 勝訴弁護士から相手方敗訴者への請求

敗訴した扶助対象者に対する敗訴者負担部分の請求は、支払能力がない場合、判決は30年有効であるので、勝訴者側の弁護士は、その後、敗訴者の支払能力が高まるのを待っているとの意見もあった。

#### 弁護士から自分の依頼者に弁護士報酬請求

自分の依頼者に対する立て替え費用の返還や弁護士報酬を請求して、訴訟を起こすことがしばしばあるとのことであった。

弁護士会議所の理事は同費用委員会委員長であり、弁護士と依頼人との弁護士報酬や立て替え費用の返還に関する審査をしている。

保険のカバー範囲は法定のBRAGO表の範囲のみに限定されており、タイムチャージによる報酬契約がなされている場合も、その額をカバーするものではない。

### (9) 敗訴者負担の例外とその根拠

#### 家族法は各自負担

家族紛争に敗訴者がいない方がよいという考え方による。但し、扶養義務を守らない時の訴訟は敗訴者負担の原則に戻る。

#### 賃貸借の建物明渡請求事件については、各自負担。

借主に支払能力がないため執行できず、無駄であるから。

#### 労働事件も各自負担

勝訴企業が労働者に負担させるべきでないという公平感による。労働事件は調停前置とされており、調停段階でおおよそ解決するので、訴訟件数としては少ない。民事事件でも少額事件は最近調停前置となったが、少額事件の場合は調停で解決できるのは少ない。

医療過誤事件は敗訴者負担が適用。医療過誤事件ではとるに足らない訴訟が多いので、抑止する必要があるから。

しかし、医療過誤事件は通常、刑事裁判となり、刑事事件の証拠を民事裁判でも

使えるので、民事訴訟としてはあまり扱われていない。団体訴訟でも対応。

#### (10) 報酬引き上げ要求の結果

弁護士会は、扶助報酬だけではなく、一般の場合の弁護士費用法定額の引き上げもあわせて要求したが、他方で、扶助の報酬と扶助事件以外の報酬との格差が今以上に広がりすぎるのは問題とされ、認められなかった。

裁判費用の資金で法律扶助を運営しているため、扶助の報酬を引き上げると、裁判費用も引き上げる必要が生じるという問題もあった。保険会社も報酬引き上げに反対したため、実現していない。

#### (11) 訴訟事件の増加の原因に関する見解

- ・ドイツ人のメンタリティなのだと思う。

- ・EU 統合でドイツ人にとって分かりにくい法制度が導入されたこと（2001 年民法債権法など）も、訴訟が増加に繋がっていると思う。

- ・訴訟が増加しているといっても、紛争の 70 %が法律事務所で解決しており、残る 30 %が裁判になる。ADR の利用の数字はない。

- ・弁護士和解（ドイツでは執行力がある）制度もあるが、あまり使われないのは、国民は弁護士をあまり信用していないからではないか。裁判官を信頼する。

- ・ちなみに、フランクフルトだけで毎年 1,200 人法曹人口が増加している。うち 5 %が裁判官と検察官になり、その他は弁護士になる。弁護士が過剰な状況であると認識している。登録者の 30 %以上が企業内弁護士である。

- ・10 年前の調査では、訴訟事件数の増加と権利保護保険との因果関係は無いとの結果であった。保険でカバーされる当事者も弁護士も、保険による提訴であることを否定している。保険契約の有無にかかわらず、また、保険会社から保険でカバーされないとと言われても訴訟をするのがドイツ人の普通の発想だとの意見があった。

#### (12) 権利保護保険対象外の訴訟は？

洪水損害（国賠訴訟での勝訴の見込みなし。敗訴者負担適用される）

火事になった建物の賃借人

建築紛争

原子力許可をめぐる訴訟

環境団体が敗訴者負担をさせられた。

原子力発電所の訴訟で原告（環境保護団体）が敗訴したが、環境団体は敗訴者負担で多額の請求（何百万円単位）を受けたものとみられる。それが契機となって、連邦弁護士報酬法の改正が議論され、敗訴者負担の総額の制限をしようとしたが、実現しなかった。

行政訴訟・年金共済社会保障関係訴訟

敗訴者負担であるが、政府は弁護士をたてないのが一般である。このような本人訴訟では弁護士費用は発生しない。費用のシフトがないので、事実上、片面的敗訴

者負担となっている。

#### (13) その他の敗訴者負担の影響に関するコメント例

弁護士報酬の敗訴者負担を考えると、費用面だけでなく、差し止め訴訟の前に警告書を出す制度や、提訴後すぐに認めるとコスト無しで終わる制度、訴訟に必要なコストに限定する制度などを全体に考えるべきである。

行政訴訟は1割以上が勝訴する。扶助に関する訴訟も行政訴訟である。

弁護士は、保険会社から保険で費用をカバーされると言われるとよく眠れる。

敗訴者負担原則に対して、法律上の例外、運用上の例外がある。

## 4. 保険会社

対応者

PR 課社員

#### (1) 訪問先の特徴

主に銀行の顧客に対する責任保険を扱っており、この分野では最大手のひとつである。

協同組合方式の保険会社として出発し、協同組合方式の銀行が主たるクライアントである。

生命保険部門ではドイツ第3位、交通事故保険部門ではドイツ第5位。

グループ全体で、権利保護保険が占める割合は1.4%程度。

#### (2) 権利保護保険の目的

保険契約者の権利を守り、法律専門家に依頼するのに必要な費用を負担することである。

権利支援のサービス

専門の弁護士を紹介する、外国の案件では文書翻訳サービスなど。法律により代理人になれるのは弁護士だけであるため、保険会社自らは保険契約者の代理人とはならず、弁護士を紹介する。

費用の負担

最初の弁護士との相談から、訴訟、執行までをカバーする（あくまで紛争発生が

前提であり、予防的法律相談や契約交渉の代理などは除外)。訴訟における武器対等の保障、すなわち金持ちはいつでも訴訟を起こせるがそうでない人も訴訟を起こせるようにと生まれた保険制度である。貧困層と富裕層の差をなくすという平等原則（基本法3条）、社会国家原則（基本法19条4項）を保険会社が支えているといえる。

### (3) 権利保護保険で支払われる費用の範囲

保険契約者が依頼する弁護士の法定の報酬

敗訴した場合の、相手方の依頼する弁護士の法定の報酬

刑事事件（例えば交通事故）で起訴された場合の刑事弁護人の費用

裁判費用

証人費用

鑑定費用

外国や遠隔地の裁判では、裁判籍地と住所地における両方の弁護士の報酬、強制執行の全費用

### (4) 権利保護保険の歴史と取扱高、普及率

1928年に自動車保険からスタートし、その後、経済の発展により他の分野でも事故が起きるようになって拡大した。現在、権利保護保険を取扱う保険会社は49社あり、上位10社で3分の2を占める。当社は10位である。

2001年は、この保険が使われた案件は340万件であり、保険金の支払総額は13億3,000万ユーロで、そのうち約3分の2が弁護士報酬、約30%が裁判費用、残りは証人、鑑定費用などである。保険金支払総額の約50%が交通事故に関するものである（全保険会社における数字）。

	1980年	1990年	2000年	2001年	単位
保険料	0.84	1.63	2.69	2.7	billion (10億) ユーロ
保険事故	2.23	2.99	3.47	3.4	million (100万) 件
保険金	0.53	1.12	1.33	1.3	billion (10億) ユーロ

	1985年	2000年
全自動車に占める加入率	50%	75%
全世帯に占める加入率	28%	45%

### (5) 契約の種類（発生順に）

交通事故関係

家族関係：労働関係も含む

交通関係 + 家族関係のバック保険

企業活動全般：主に土地・建物、労働関係

農家の権利保護関係

土地・賃貸借関係

大別すると、自動車関係、家族関係、住居関係の3つに分けられる。

消費者事件もカバーされる。

離婚事件については、2001年に1社が取り扱いを始めた。契約後、3年後の離婚からカバーされる。しかし、離婚率が高く、採算がとれないというのが一般的な考えである。

カバーされていないのは、建築紛争（必ずと言ってよいほど紛争になるためとのコメントであった。）と相続である。

#### **(6) 保険金支払の手続・基準など**

保険金支払の手続は簡単である。交通事故であれば、保険会社同士で話し合うことになるが、弁護士が相手方の保険会社に送った手紙のコピーがあれば、保険金支払の手続として足りる。

当社では保険を使った後も、掛金は変わらない。1年以内に2回使うと、契約上保険会社には解約権があるが、解約する例はほとんどない。

保険があるから紛争が増えるとの意見もあるが、政府が行った調査では、そのように思われたのは交通事故のみであり、全体の約10%がそれに該当すると思われた。

控訴すべきかどうかの判断に際して、保険会社は次の段階に進むかどうかをいつでもチェックできることになっているが、コストがかかるので実際はしていない。弁護士の鑑定書を求めることもできるが、弁護士はいつも「勝てる」と言うので、これも求めていない。

敗訴者負担となる弁護士報酬の請求は、勝訴者の弁護士に送付された確定決定が敗訴者側の弁護士に送られ、敗訴者側の弁護士はそのコピーを敗訴者の保険会社へ送付し、保険会社が支払う。

法律扶助を利用するには、権利保護保険契約を締結していないことの証明書を提出しなければならない。

#### **(7) 普及の理由など**

ドイツでは、裁判利用者は裁判費用と弁護士報酬を区別して考えてはいない。古くからの制度であることなどの影響で、一般の人は、「裁判費用 + 弁護士報酬」が裁判のコストで、そのコストが高く、敗訴時のリスクが高いと考え、権利保護保険に入っていると思われる。労働者の失業率が高くなっており、紛争に関わる可能性が高まっている。そのため、近くこの保険に入りたいと考えている人も多いと言われている。

保険契約締結時に、保険事故発生時の自己負担額を選択でき、自己負担額によって保険料が変わる。自己負担額を大きくする顧客の方が事故率が低く、低い自己負担額



を選択する顧客の方が事故率が高いとの指摘があった。

ドイツで権利保護保険が普及した理由は、販売形態（ドイツでは直接に社員が販売している。他国では代理店が扱うに止まるのが一般的） 安心を求めたい人が購入している、 保険会社への行政の監督が厳しく、それぞれの保険商品のために別会社を作るように指導されており、独立採算のため販売に力を入れざるを得ない、ことなどが挙げられる。

#### **（８）コメント**

ドイツでは、敗訴者負担が当たり前のものと捉えられている一方、権利保護保険が全世帯の半分近くまで普及しており、コストを心配して裁判をするかどうかを判断する必要があまりない状況にある。少なくとも権利保護保険の加入者については、敗訴者負担制度による萎縮効果は、大半のケースで殆ど問題とならないと言ってよい。

### **５．大手法律事務所**

対応者

弁護士 5 名

総弁護士数は 2,000 人であり、ドイツ内に 5 事務所あり、450 人の弁護士がいる大ローファームである。取扱事件は会社、金融、労働、情報の各法律分野であり、専ら企業が顧客である。家族、相続、消費者法関係の紛争は扱っていない。

#### **（１）訪問先事務所の概要**

#### **（２）ドイツ民事訴訟における費用負担の概要**

関連する法律は、以下の 4 法である。

##### **ア 民事訴訟法（ZPO）**

ドイツの民事訴訟の原則は 1877 年に同法が出来たときからあまり変わっていない。われわれはドイツの法律家にとっては慣れ親しんだ制度である。

法律扶助についてもここに規定されている。

##### **イ 裁判費用法（GKG）**

ウ 弁護士報酬法 (BRAGO)

裁判に関する弁護士報酬だけでなく裁判以外の弁護士報酬についても規定している。

エ 弁護士業法 (BRAO)

訴訟費用の配分の原則

第1の原則は、敗訴者負担

第2の原則は、100%の勝訴でなかったときには割合で負担

第3に、例外としての各自負担

ア 労働裁判の第1審

イ 提訴前の証拠保全

ウ 離婚裁判

エ 賃貸借契約での明渡し訴訟で原告である家主が勝訴

オ 非訟事件手続

負担すべき(あるいは将来回復可能な)訴訟費用の内訳

ア 自分の弁護士の費用

イ 相手の弁護士費用

ウ 裁判所費用(原告が前払いする)

エ 鑑定人、目撃証人への費用

ドイツの敗訴者負担制度の根拠

ア 権利侵害がなければ裁判は不要だったとの損害賠償の考え方。もっとも、被害者が裁判を起こすのではない逆の場合は、損害賠償の考え方は妥当しない。この場合には訴訟の原因をつくった者が負担しなければならない、との考え方。製造物責任と同じく、原因を作った者に負担させるという考え方。

イ 被告になっても、勝訴すれば費用の心配なく自分のポジションが守れる。

ウ 威嚇

コストの負担があるから提訴する前に慎重に考える。今でも訴訟の件数が多いので、意味のない訴訟を抑制するため。

弁護士費用の計算の仕方

法定弁護士費用の総額は次の2つの要素に依存する。

ア 訴訟の段階 最後の手続まで踏むと高くなる(早期終結を促進)

イ 訴額

訴訟段階に応じた費用について説明する。

判決までに通常3つの費用がかかる。

ア 事件を取扱う基本費用

イ 裁判に出る費用

ウ 証拠調べ費用

エ 和解になれば、さらに別の費用が必要になる。

和解すれば弁護士に費用がでるし、裁判官も判決を書かなくてすむので、和解促進のインセンティブとなる。

この段階的考え方のデメリットは、本当に力を入れるべき仕事に力を入れても、報酬額は同じであることである。

訴額との関連について

訴額に応じた費用の一覧表がある。

訴額を決める事は大きな問題である。たとえば製造物責任訴訟で、将来の逸失利益の計算において、いつまで生存すると見るか。労働裁判の解雇事件では、新しい仕事を見つけるまでの損害をどう見るか。不正競争関係事件や、慰謝料事件では、なかなか訴額を決められない。判例により、例えば片目失明の場合の額というような表がある。

弁護士にとって重要な事は、訴額は原告の関心によって決定されなければならないことである。環境訴訟で、煙突から出る煙の被害は、その人がどこに住んでいるかで異なる。

費用固定制のメリットとデメリット

メリット...最初の段階で訴訟費用全体がいくらになるかがわかること。

(弁護士の)労働時間によって金額を決めるより、抽象的な基準で決まっている方がよいとの考え方をとっている。

デメリット...弁護士の質、知識、経験が反映しないこと

ドイツの制度は本当に弁護士がかけている時間、労働に見合う報酬が支払われない制度であることが、弁護士側からみて問題とされている。例えば、証拠調べにしても証人が1人でも10人でも1回分と同じ費用しか出ない。

結局、現在の制度は、デメリットはあるがわかりやすい制度なので、生き残っているのではないか。

費用を決める手続

ア 判決の主文で負担者が決められる。訴額が問題になっていればそれも裁判官が決める。

イ 具体的な金額は司法補助官が決める。

一件記録を見て、鑑定人、目撃者にいくら支払われたか等を見て決め、執行力を持つ決定となる。

訴額に応じた費用

訴額に応じた訴訟費用の一覧表を掲載した本がある(関連条文等ドイツ資料2)。低い訴額だとコスト高になる。

全ての手続を行った300ユーロの訴額の訴訟では、相手の弁護士費用を含めて費

用の総額は 228 ユーロになる。鑑定費用などが加わると、300 ユーロを超える事もある（当時で 1 ユーロは約 122 円）。訴額が小さい場合は、原則としては訴訟を起こさないほうがよい。

少額事件でも、例外として提訴が合理的な場合は、

- ア 勝訴が確実なケース
- イ 権利保護保険に加入しているケース
- ウ 法律扶助利用のケース

である。

訴額 300 ユーロの訴訟で 1 人分の弁護士報酬は 76 ユーロである。訴訟を起こす時の書類作成だけで 76 ユーロ（1 ユーロ 120 円として 9,120 円）は必要。訴額が小さいときは、弁護士もその程度の法定費用では到底コストをまかなえないとして、政府に異議申立をしたことがあるが、改正法はできていない。連邦憲法裁判所でも、低い訴額の場合に弁護士報酬が不十分と訴えた裁判があったが、裁判所は憲法違反ではないとした。訴額が高い裁判も起こして下さい、というのが理由だ。しかし全ての弁護士事務所がそのようにできるかは問題だ。当事務所のように高額な訴額の事件を扱う事務所ばかりではない（訪問先大手法律事務所所属の弁護士が以前に在籍していた事務所は交通事故を専門に扱っていたが、そこでは弁護士でない資格を持った職員に多数の案件を処理させて採算を取っていた。しかしそのような事務所は例外であるということである）。

約定による弁護士報酬

弁護士報酬法に定める以外の報酬の取り決めは適法である。しかし以下の規制がある。

- ア 書面による契約であること
- イ 報酬法以下の金額を定めることは違法（反ダンピング）
- ウ 成功報酬制は違法

成功報酬制を認めない理由として、連邦高等裁判所は、「弁護士は司法制度の独立した機関であり、顧客の独立したアドバイザーでなければならない。この役割及び弁護士の名声は、事件の成果に彼らの商業的利益を関わらせることと相容れない。」としている。当事務所としても成功報酬は断っている。弁護士が売買の対象になると考えるからである。

ダンピング禁止の点は、当事務所では大問題となっている。訴額が高い事件が多いので、弁護士報酬も高くなる。依頼者は安くして欲しいし、事務所としてもそれに応じて顧客を維持したいと考えている。

被害者多数の訴訟

ア 訴訟は自分自身の権利に関してしか起こせないのが原則であるが、その例外として、団体訴訟が 2 つある。

法律の上で団体に訴訟の当事者能力が認められているのは、

不正競争防止法

普通取引約款規正法

イ クラスアクションは認められていない。

アメリカのようなクラスアクションは将来とも導入される予定はない。しかし、弁護士からするとクラスアクションがないことは問題である。第1に、被告企業側弁護士としては、全国の裁判所を回る手間が大変である。第2に被害者側としても、訴額が低いからコストが高くなる。そこで、クラスアクションに代替する措置がとられている。

モデル訴訟

一つのモデル訴訟を起こし、他の被害者がその結果で権利をもらう裁判外の合意をする。これは法律上の制度ではない。薬品被害訴訟でも、金融被害訴訟でも1人ひとりの条件が違うため、モデル訴訟の利用はあまり多くない。法律手段としては、和解ということしかない。サリドマイド事件、エイズ事件では、企業がファンドを作り、行政の過失もあったので、公共団体も金を出して対応した。

多数当事者手続（マルチパーティー・プロシーディング）

企業の管轄権を持っている裁判所で行う。消費者団体が原告になる人を集め、弁護士を消費者団体が派遣する。投資顧問会社が東ドイツの消費者に金融商品を買ったことによる事件がある。この件では、アメリカのプローカーに対し、750人が裁判を起こした。少額事件だったのでコスト負担を低くするためにこの方法をとった。原告が負けたが、コスト負担は少なかった。敗訴者負担のリスクを少なくする方法である。

しかし、それぞれの原告が弁護士を選べないこと、直接弁護士に相談することができないことが問題である。そのため、上訴審では原告が半数になり、一人当たりの費用負担が高くなった。

この件では、費用決定の執行が大問題になった。各原告に執行するので、3年も取り組んでいるがまだ終わらない。司法補助官が、1人ひとりの原告について費用を計算して決定を作るのも大変だった。

国境を越えた訴訟

例えば、被告がアメリカの会社のケースでは、訴訟費用の負担についてのルールが異なる。ドイツの方法を採用するかどうか問題になるが、国境をこえる訴訟の費用の負担は法律で決まっていない。

その他

- ・ 和解時の弁護士報酬の負担は各自負担。強制的に費用負担について合意が必要。50% - 50%もあるが、高裁では30% - 70%の割合が多い。
- ・ 当事者にとって和解のメリットは、敗訴した場合のリスクを避けることができる

ことである。勝訴した場合、負担はないが、敗訴した場合の敗訴者負担のリスクを考えるからである。和解で本来の請求が 20 %認められた場合でも、訴訟費用は半々の割合で負担する。

- ・お金を持っている敗訴者には、執行をしても取り立てる。無い人からはとれない。もっとも、自発的に支払いが行なわれることが多い。執行にまた費用がかかるからである。
- ・大企業はほとんど保険に入っていない。
- ・交通事故、製造物責任の分野では保険が多い。
- ・取締役の賠償責任の保険も最近多い。
- ・不正競争防止法の訴訟では、費用負担について特別扱いはないが、団体訴訟では、経済的事情による申請によって、訴額を裁判官が引き下げることができる。しかし敗訴判決が出された後にその申請はできない。

### (3) 法律扶助

企業は、扶助を利用できず、個人のみを対象とした制度である。但し、破産管財人が申請を出すこともある。

扶助では裁判費用と弁護士報酬が出るが、あくまで自分の依頼した弁護士の分だけ。扶助の条件は 2 つで、経済的必要性と勝訴の可能性である。本案訴訟の管轄裁判所が扶助を決定する。

### (4) 報酬法以外の報酬について

公序良俗違反にならない限り、1 時間あたり 700 ユーロのタイムチャージをとっても合法とされている。説明者は 350 ユーロのタームチャージで請求しているとのことであった。

### (5) コメント

ドイツの弁護士報酬制と敗訴者負担制度について、全体像の詳細な説明がなされた。敗訴者負担制の根拠として、当事者への「威嚇」という表現がなされたことは注目される。

ドイツの弁護士報酬制度の特徴は、「費用固定制」であることである。依頼者にとっては弁護士費用がいくらかかるかの事前予測が確実にできる長所があるが、反面、弁護士の仕事の量、質が全く報酬に反映されないことが短所として指摘されていた。

弁護士が独立した司法機関と位置づけられていることから成功報酬が禁止されていることをあわせ考えると、日本やアメリカの弁護士制度とドイツのそれとは、報酬、費用面での自由さ（それは弁護士の職業の性格に当然影響する）で大きな差異があると感じられた。

## 6. ヘッセン州消費者センター

訪問先

ヘッセン州消費者センター  
ヴィスバーデン事務所

対応者

法務部長かつ弁護士

### (1) 消費生活センターの説明

社団法人であり、支所がヘッセン内に 10 箇所ある。連邦レベルの消費者組織の支部。

法律上の権限として、消費者個人の相談と、集団的な消費者保護：消費者団体としての訴訟がある。

1980 年代に法律上の相談が認められ、消費者の法律相談の権利を得た。相談担当者は法律家ではなく、栄養士など他職の人々。2 年間の研修のうえで相談業務に当たっている。2 名の弁護士がサポートしている。

センター運営は、相談者からの相談料（金額は低いが、相談者は相談料の支払義務を負っている）と州政府からの補助金（予算の約 50 %）

### (2) 相談業務（第一段階）

法律相談：消費者が弁護士に既に相談している場合は対応しない。訴訟提起後も相談にのらない。弁護士に任せるか、本人訴訟による。

商品の欠陥や商品サービスへの不満、解約条件、その他、消費者問題の外延は明確化されていないので、多様な相談がある。

最近の特徴は、1980 年代は金融商品、1990 年代は主として保険、ここ 2 年前からは IT 問題の相談が増えた。独占が廃止され、新規参入が増えて、消費者問題も急増している。

通常分野（製品欠陥、サービス不満、解約、食品、環境、居住条件、建設）では 2001 年には 15,000 人の相談があり、金融証券関係（ローンの問題が大きい）が 18,000 人。

主たる問題は少額事件

例：携帯電話契約を解約するとき、契約上は取消料支払義務がある。消費者団体は違法条項だと主張し、判決で違法と認められた。判決が知られると、既払者が返還要求を相談してきた。手紙のサンプルを作成して被害者に渡し、違約金を返還請求させた。解約料を返さないとき、法的手続は難しいが、多数の違法の場合に

は新聞などで社名を公表して制裁を課す。会社側も評判を悪くしないために対応している。

### (3) 団体訴訟 (Verbandsklage 消費者訴訟の第二段階)

消費者団体として団体訴訟の権利を得たのが 1965 年。そのために社団法人を設立した。

その後消費者保護法令の違反に対する消費者個々人の訴権を消費者団体に移転でき、その場合には、消費者団体として当該権利を行使しうることになった。

2 年前に団体を合併して新たな社団法人とした。

不正競争防止法関係 (昨年(2001 年)に多かった例)

主として宣伝における虚偽広告が対象

例: BSE 問題で、ソーセージ業者が牛肉は入っていないと宣伝したが入っていた。

例: 迷惑メール、迷惑ファクス。

ア 手紙での警告

(例: 虚偽宣伝) 中止しなければ、差し止め請求を提起し、罰金、費用負担と弁護士報酬も請求すると記載して威嚇する。

イ 差止請求訴訟

昨年の警告数 (連邦レベルで約 300、州レベルの消費者団体で約 300)。

連邦レベルでの警告件数 300 件のうち、250 件が和解、残る 50 件は訴訟になった。

普通取引約款の事件の例

あるイギリスのクレジット会社を相手に訴訟を起こした。クレジットカードは国内だと使用料が安く、外国で使うと高い。国内ではあまり使われていない。そこで、不公平だと消費者団体が訴え提起したが敗訴した。

ある会社が新株発行したところ、多数の購入希望者が証券会社・銀行に申込み、株式を購入できなかったが、手数料がかかった (申込手数料)。申込手数料が新株を買う手数料よりも高かったので、団体訴訟を提起した。管轄があるので、ケルン、デュッセルドルフ、ドルトムントで提訴し、勝訴した。全ての管轄裁判所で提起するだけのマンパワーがないので、まず銀行をターゲットにし、今後は生命保険会社などにも提起していこう。

約款規制の訴訟は少額訴訟であり、消費者が個人で訴訟を遂行することは無理である。そこで団体訴訟がある。普通取引約款を使っている企業と、当該約款の利用を推薦している団体に対する 2 つの訴追がありうる。個別企業を相手方とすると、判決の主観的範囲の制限によって他の企業は同じ約款を使えるので、業界団体を相手方として訴えることで、当該業界のすべての企業を抑えるようにしている。

### (4) 故意の要件を不要に (第三段階)

特別の消費者保護規定の違反があると、団体訴訟ができる。団体訴訟では、当該企



業が利益目的で故意に当該違反をしたことの証明が必要であった。2002年に、この証明の必要が廃止されて、自らの利益目的（故意）の証明が不要となった。

#### （5）請求権譲渡（第四段階）

最も新しい段階は、2002年の元日から始まった少額事件の債権譲渡による訴訟。

個別には請求額は小さくて訴訟を起こせないが、当該少額請求権を消費者団体に譲渡し、消費者団体がまとめて訴訟を起こして取り立てることができるようになった。バーデンヴェルテンブルク州で開始した。

銀行融資の仲介をするという虚偽の話を持ちかけたローン仲介業者が、仲介のために消費者から一人200ユーロを取ったが何もしなかった。刑事事件にもなったが、被害者が消費者団体に債権譲渡（取立委任の場合もありうる）して、消費者団体が取立訴訟を提起した。

請求権譲渡の訴訟で勝訴したが、問題も出てきた。従前は差止請求や損害賠償で対応してきたが、新方式では訴額が非常に高くなり、費用と報酬も高くなる。敗訴した場合の相手方の弁護士報酬の負担の予算上の問題が生じた。請求権譲渡訴訟に対するコスト負担の規定が必要である。この問題は事前にわかってはいたが、対応されないまま法が制定された。

最近の事件だが、宝くじを装った会社から手紙が来て、「あなたに5万ユーロが当たった。ここに連絡して金を受け取れ。」というので、電話を掛けると高額の通話料金を取るというもの。従前は、宝くじ関係の訴訟はできなかったが、法律が変わり、宝くじ関係も訴訟できるようになった。しかし、そのような会社は外国会社が多く、執行は外国になる。請求権の譲渡を受けて消費者団体が訴訟をしている。

#### （6）消費者団体の訴訟と敗訴者負担について

インタビューに応じた弁護士は、金融専門で15年の経験がある。お金のない人の代理人として、弁護士活動を行ってきた。5年前から消費者センターの法務部として勤めている。

15年前から、依頼者はほとんどが法律扶助者で、勝訴すると代理人としての収入は得られたが、敗訴すると法律扶助からの報酬が少ないので大変だった。法律扶助がなければ、その報酬も受け取れなかっただろう。

消費者団体の訴訟の管轄は地裁。代理人はたいてい消費者保護の専門の弁護士で、消費者団体所属の弁護士ではない。和解できない場合は最高裁まで争うことが多い。訴額は通常、15,000ユーロに統一している。裁判管轄は企業の本社の管轄地で、外国会社なら消費者団体の本部のある区域である。

当該消費者団体の訴訟用の予算は、2001年で23万ユーロであるが、およそ足りない。訴訟を起こす前にできるだけ和解で解決するようにしている。和解ができて、企業がそれを遵守するとは限らず、違法を繰り返すことがある。その場合は企業から罰金を課す。しかし、判決に対する罰金は政府に入る。

消費者団体が訴訟を提起して敗訴し、相手の弁護士費用を負担したことがある。消費者分野での法律問題は新しい問題が多く、先例も何もない。そのため敗訴することも多いが、消費者団体は権利保護保険に加入できない。予算の範囲内で敗訴者負担も考えて訴訟を起こすことになるため、十分裁判をすることができない。

消費者団体でも裁判を起こすのは大変だが、敗訴者負担のために、そのリスクを考えて、訴え提起を諦める消費者がたくさんいる。勝訴の見込みや費用、リスクをよく考えないと訴訟できない。

#### (7) コメント

団体訴訟が、不当競争や不当約款の差止めだけでなく、最近では損害賠償についても認められるようになった。これが消費者団体の資金作りの上でも効果を生んでいる。

他方、消費者訴訟、消費者団体訴訟といえども敗訴者負担制度の中で例外扱いされず、そのため、敗訴時の弁護士報酬負担に配慮して裁判での請求額を限定して一部請求にするなど苦労している様子もうかがえた。

敗訴者負担制度は、古くからの制度であるので、立法的改善に取り組んでいるわけではないが、消費者訴訟を提起する上で敗訴者負担制度が訴訟抑止効果をもたらしていることが確認できた。

## 第2 フランス訪問先別聞き取り報告

### 1. 司法省

対応者

裁判官 2 名

所在地

13, place Vendome 75042 Paris Cedex 01

#### (1) 対応者の経歴等

1人の裁判官は4年間、小審裁判所裁判官を経験し、2002年4月から司法省民事訴訟部で訴訟手続を担当している。

もう1人の裁判官は財務省から司法省に出向し、国際社会経済部で弁護士報酬についての問題を担当している。

#### (2) フランスにおける弁護士報酬及び弁護士報酬の負担制度の概要

フランスでは弁護士報酬は自由報酬制であり、当事者同士で決定されるが、一部は法律で定められている。

裁判費用は民事訴訟法に規定されている。提訴手数料は無料となったが、鑑定人の報酬、書記の手数料、自由報酬制に相当しない部分の弁護士報酬などである。ここに自由報酬制の弁護士費用を含むとすると、弁護士費用の料金表を作成する必要があり、弁護士会が反対した。

裁判費用は敗訴者が負担することになる。第1審での費用(dépens)は少額で、100ユーロ程度である。

訴訟費用の敗訴者負担で回収することができない費用、即ち当事者が負担しなければならないとされる費用には、

ア 弁護士報酬

- イ 弁護士相談料・申立費用作成費
- ウ 裁判所書記官、執行吏による証明のための費用
- エ 裁判に必要な交通費 宿泊費

などがある。うち、弁護士報酬について、民事訴訟法 700 条が設けられた。

#### 民事訴訟法 700 条について

弁護士報酬部分は裁判費用と異なり、敗訴者に負担させないのが原則。しかし、1976 年に、民事訴訟法 700 条で、「当事者の一方によって支出されかつ訴訟費用に含まれない金額を、その当事者の負担とすることが不公平であると思われる場合には、裁判官は、その定める額をその当事者に支払うよう他の当事者に命じることができる。」と規定して、敗訴者に負担させることができるとされた。700 条は 1991 年に改正され、「すべての訴訟手続において、裁判官は、訴訟費用 (dépens) を負担すべき当事者、又は、そのような当事者がいない場合には、敗訴した当事者に対し、訴訟費用以外で訴訟に費やされた費用として、裁判官が定める金額を、他方当事者に対し支払うよう命じるものとする。裁判官は、衡平準則、又は、支払いを命じられる当事者の経済的事実を考慮するものとする。裁判官は、職権で、同様の配慮に基づいた理由のため、そのような支払い命令をしないと宣言することもできる。」と、逆の規定ぶりとした。考え方は同じだが、改正後、適用事例が増えたのではないか。金額も増えたが、インフレの影響もあるだろう。

700 条はすべての民事事件に適用される。弁護士強制以外の事件でも適用される。控訴院、破産院でも適用される。

700 条は非常にフレキシブルな規定であることが特徴である。裁判官は和解を求めるが、弁護士は和解を好まない傾向にある。フランスの現在の敗訴者負担制度は和解誘引の効果をもたらしていない。

#### 敗訴者負担の例外

700 条に「衡平」と「当事者の経済的事実」を考慮するとされていることから、実際には、労働事件では敗訴者に負担させることはない。家族や子どもについての事件でも適用されないだろう。

行政訴訟法にも民事訴訟法 700 条に相当するものがあるが、「衡平」の要件によって、市民に行政の費用を負担させることはできないと考える。逆に、市民が勝訴した場合は、行政が負担することになる。

家屋明渡事件では、借主が敗訴した場合は負担しないことが多いだろう。フランスでは借家人の保護が行き届いており、借主の方が貧しいとは限らない。

消費者の詐欺的取引被害については刑法が適用され、附帯私訴で被害救済事件が提起され、刑事裁判官が判決で賠償も判示することが多い。

消費者金融からの取立訴訟も増えているが(注：フランスでは市場金利の 3 分

の1を超える金利は無効である。日本のようなサラ金はないが、クレジットによるリボルビング取引が増加しているとのこと、一方の裁判官は小審裁判所裁判官時代に、借金を支払えない消費者に敗訴者負担を適用したことはないとのことであった。

700条によって敗訴者に負担させる額について

すべての当事者は判決で700条を適用するよう請求ができる。また、当事者の申請があった場合にのみ700条は適用される。申請の金額を超える決定はできない。ただ、弁護士は報酬額を言いたがらなかった。

支払いを命じる金額については裁判の絶対的自由裁量に任されている。

敗訴当事者に負担させている額についての統計はないが、小審裁判所では300ユーロ程度、大審院では450ユーロ程度である。訴訟が長引くと1,500から2,000ユーロを上ることもある。控訴院では第1審を考えて判断する。破毀院ではもっと高額であろう。控訴院では控訴院付代訴士が必要であり、破毀院では特別の弁護士だけが担当できる。

商事裁判所と大審裁判所とは考え方が違うだろう。パリの商事裁判所とリヨン商事裁判所とも違うだろう。

裁判官の自由裁量による制度であるが、700条についての決定も控訴理由とはなる。

700条で回収できる金額は司法扶助の金額とは関係がない。司法扶助を受けている当事者に対しても、700条の適用を請求できる。勝訴側に扶助があり敗訴者にならなかった場合は、敗訴者は国に扶助分を支払う。勝訴側が自費で敗訴者が扶助の場合は、裁判所は当事者の経済的事情を考慮して、支払を命じないことが多いと思う。

### (3) 権利保護保険

ドイツでは権利保護保険が拡大している。しかし、ドイツのように弁護士報酬を段階化し法定することはフランスでは非常に困難。自由報酬制度のもとで、弁護士間の競争が激しく、保険会社が計数化できないし、しようとする動きもない。

### (4) フランスの訴訟件数

第1審の訴訟件数は増加しているが、その要因としては、司法扶助の拡充、小審裁判所では弁護士が必要でなく裁判提起がますます簡単になっていること、法的結婚が少ないとはいえ離婚も増えており、結婚しないカップルの間の子どもをめぐる争いも多くなっていること、クレジット社会になって多重債務の問題が増えていることなどが挙げられる。国民が裁判以外の解決方法を信用していないことなどによるのだろう。裁判が増えるのは先進国病だと思う。

控訴院での訴訟の数はそれほど増えていない(調査団から控訴院では敗訴者負担が抑制効果をもたらしているのではないかと指摘)。

## 2. 控訴院裁判官

対応者

裁判官

所在地

Puscicout de la 24euu camber B,Cour d' Apple de PARIS

- ・フランスでは当事者が自身の費用を支払うのが原則。20 数年前から、敗訴者に一部を負担させる可能性がでてきた。この制度に無関心な弁護士もいるが、関心をもつ弁護士もいる。しかし、訴訟での当事者の関心事は争訟本体にある。
- ・民事訴訟法第 700 条についての判断は、判決主文で金額を記載し、その理由づけは不要とされている。「衡平により」ということでよい。負担させないこともありうる。とされている。
- ・例外は離婚。離婚は必ず裁判によるが、離婚では勝敗をつける理由がないので、既に離婚で経済状態が悪化している人たちに新たな負担をさせる必要はないとのことで、家族問題、特に離婚については適用しない。
- ・敗訴者側が経済的に困難な状態にあるとき、さらに経済的負担を強いるときは、負担させないことが往々にしてある。清算中の会社、倒産会社、賃借人が明け渡しを求められる場合など。
- ・裁判の運営がうまくなされなかった場合、どちらにも負担させないこともある。
- ・私の所属する部では、敗訴者に 1,500 ユーロ（約 20 万円）を負担させるのが一般的だが、もっと多額を負担させる場合も、全く負担させない場合もある。控訴院では控訴院付代訴士の費用もかかる。
- ・最近、米国弁護士が関与した事案で、証拠が出され高額になったケースもあった。
- ・裁判官のいわば胸先三寸で決まることに、弁護士から批判がある。
- ・この制度は、勝訴した弁護士にとってはメリットがあるが、1,500 ユーロ程度では弁護士報酬に足りないことは確実である。
- ・勝訴したのに費用を負担しなければならないのかとの気持ちがあり、勝訴当事者側にもメリットがある。
- ・しかし、敗訴した場合は当事者がなぜ費用を負担しなければならないとの事情を説明しなければならないことになる。
- ・700 条の適用には理由づけが必要ないので、裁判官にとってもメリットがある。衡平は理由付けなどしなくてよいとされている。一件記録のすべての要素を考慮して判断する。多額の負債がある、家から追い出されようとしているといった事情は弁護士の主張による。すべての要素を勘案して、どちらが経済的に困難な状況にあ

るかを判断する。700 条は当事者の崩れたバランスを復活させるためのものであり、そのためには理由づけをする必要がない。

・フランスの場合、鑑定を依頼すると、大変高額な費用になる。鑑定費用が多額になった際など負担させる場合がある。

・700 条の場合は一定額の負担であって、全額負担ではない。損害賠償でも罰金でもない。700 条は公平の観点から、バランスを元に回復させるために、裁判官が必要と考えるごくわずかの額の負担である。

・弁護士報酬の負担を理由づけることになると、費用の全額を明らかにする必要がある。弁護士報酬は自由であり、これを明らかにしなければならないとすると、裁判所が弁護士の会計チェックをしなければならないなくなる。

・余りに費用が多額になった場合は、損害賠償による。但し、損害賠償の場合には金額についても理由づけが必要であり、過失と損害の間に因果関係が必要。すべての損害を明らかにする必要がある。

### 3 . 商事裁判所

対応者

裁判官

所在地

Tribuneal de Commerce de Paris

1. Quai de Corse 75004 Paris

#### ( 1 ) 経歴等

かつて企業進出を支援する会社を経営。8 年前からパリ商事裁判所裁判官。

#### ( 2 ) フランス商事裁判所の特徴

1563 年から商事裁判所がおかれ、商事事件を一元的に扱ってきた。迅速かつ実地的な法的な判断ができると考えている。フランス全体に 120 の商事裁判所があり、パリ商事裁判所はヨーロッパ最大の商事裁判所である。

商事裁判所の裁判官はすべて非職業裁判官である。パリ商事裁判所には 160 人の裁判官がいる。入学試験のあるビジネススクールを卒業し、長年ビジネスに従事してきた経験を生かしてボランティアで働いており、実費以外報酬は支給されない。

商事裁判所裁判官は商工会議所（国営）で選挙で選出されるもので、名誉と考

えている。ボランティアであることから、裁判で敗訴した側は、賄賂が使われたと考えることもあるようだ。裁判官がボランティアであることのほかは、他の裁判所と同じである。

商事裁判所の事物管轄は

- ・すべての商人間の紛争（事業者が商品の購入者であるときも含む）、倒産、破産事件も扱う。
- ・消費者から事業者に対する訴訟では、商事裁判所と大審裁判所を選択できる。
- ・事業者から消費者に対する訴訟は、消費者の住所地の大審裁判所が管轄となる。即ち、消費者から商事裁判所に提訴することはできるが、逆はできない。
- ・合意管轄も可能。
- ・商業登記も、商事裁判所の独立した書記部（私企業とのこと）で行う。

商事裁判所では、判決をわかりやすく口語で記述するのが特徴。判決で理由を説明し、理解させるように努めている。控訴率は 10 %（これには、控訴院では控訴院付代訴士も必要で、その費用が高いため控訴を躊躇するためとの弁護士の指摘もあった）で、うち 80 %は原審判決を維持されていると胸を張った。

商事裁判所には裁判と調停があり、前者は公開で裁判官が裁判を行うが、後者は調停員が担当する。調停には利用者が費用を支払い、調停員には報酬が支払われる。

### （3）商事裁判所での 700 条適用における特徴

商事裁判所では、企業が裁判のために、時間と手間とをかけた事業を停止せざるを得なかったことの費用の回復であり、通常裁判所の職業裁判官の控えめな態度とは異なる態度で臨んでいるとのことであった。弁護士報酬だけでなく、裁判前の相談費用も提出できる。

当事者の主張を受けて、その理由があるとき認める。実際の弁護士報酬の額ではなく、事件の内容による。弁護士の仕事の質・量をみて判断する。勝訴した側の弁護士が会計に疎い場合や裁判官が計算しなおさなければならない場合など、相手方に負担させないこともある。

敗訴者が倒産したなど支払えない場合には弁護士費用の支払を命じてもしかたがない。もともと、商人は回収できない事件は訴えない。唯一の例外は銀行からの提訴の場合である。銀行は、債務者から支払いを受けられなくても、決済のために判決を必要とするためだが、そのような事件は定型的でもともと弁護士の費用も安いはずと考えている。



## 4 . パリ弁護士会

対応者

弁護士

所在地

FISCHER, TANDEAU de AMARSAC, SUR & ASSOCIES

46, AVENUE DIENA 75116 PARIS

・ 弁護士報酬について考える会に属している。フランスでは報酬制度が最近の問題である。現在、報告書を作成している。

・ 報酬の決定は、依頼者との交渉及び依頼者からの苦情申立による委員会での審査。  
・ 報酬の大原則は自由な料金設定にある。報酬の自由の原則には二つの限界がある。

第 1 は、依頼者が苦情をバトニエ（弁護士会報酬審査委員会）に申し立てる場合で、いくつかの指標にもとづき、決定する。決定に対して、控訴院第 1 部に上訴できる。

第 2 に、完全成功報酬制は禁止。部分成功報酬制度は許容されている。

・ 新民事訴訟法で弁護士報酬の一部を敗訴者に負担させることができる。  
・ 民事訴訟法 695 699 条で、弁護士報酬以外の費用を敗訴者に負担させることができることになっている。

・ 700 条の運用状況についての文献はない。裁判官の判断指標を示す判例もなく、全くの裁判官の決定による。負担させないこともあり、極めて少額となることもある。個人的経験では、最近 700 条の適用が増えており、敗訴者に弁護士報酬の一部を負担させる場合が増え、金額も少し上がってきたように思われる。裁判官は、700 条を適用するかしないか、いくら負担させるかも、全く自由裁量で決定し、具体的理由は付けない。700 条の決定も控訴理由になる。

・ 裁判官の自由裁量に委ねられていることについて、弁護士としては、自由裁量の幅が広すぎ、改正が必要と考えている。公平とは何かを判断できる判例が必要で、予測可能性をもたせるべきである。経済的事情を勘案するという一方で、さらに裁判官の自由裁量になっている。ファジーな制度である。

・ フランスでは、700 条は、経済的弱者に裁判をしやすくするために出されてきたもの。経済的弱者が敗訴した場合は 700 条で負担させられないことがないから、経済的弱者には片面的な運用となる。

- ・ 経済的弱者には司法扶助がある。課税対象以下の所得のものが対象で、経済的状況を判断するのも、裁判官の自由裁量による。
- ・ 91 年の司法改革で国民の 50 %まで司法扶助を得られるようにしようとの議論があった。そのために司法扶助にかかわる弁護士報酬の段階表をつくらなければならないとの意見もあったが、予算もないことで立ち消えになった。91 年に弁護士と法律顧問の資格を統合したのは E U 統合による。第 1 審での弁護士と代訴士との統合は 71 年。控訴院については今でも代訴士職が存在し、控訴に必要。
- ・ 91 年の 700 条の改正は、通常民事裁判所（大審院）の事件だけでなく、裁判すべてに適用を拡大したものだ。以前にも民事裁判には存在していた（旧 700 条）。
- ・ 裁判所の認容が一部にとどまっている背景には、弁護士から報酬や費用の明細を裁判所に提出するなど積極的に証明しないことにも原因がある。相手方の弁護士費用を自分の依頼者が知るのとは好まない。報酬の一部しか認められなければ勝訴当事者の不満も残る。今までは報酬検討委員会に持ち込まれていた紛争が、裁判所に持ち込まれることになる。かつては 700 条の収入は弁護士が取得していたこともあったが、現在では依頼者に計算書を提出している。
- ・ 700 条の決定は控訴審判決後に執行力をもつ。負担が実施されるかどうかは相手方の資力による。敗訴時に敗訴当事者本人に請求する。
- ・ フランスでは 5 つの弁護士組合が認められており、それらは 5 つの政党に対応するものである。
- ・ 弁護士報酬を考える会ができたのは、報酬が不透明であることから。
- ・ 研修生は司法扶助を担当する傾向にある。地方の弁護士は法律扶助事件の収入が 5 割を越え場合もあり、扶助の報酬水準が低いため、各地の弁護士が 2000 年にデモを行った。パリ弁護士会もこれに連帯してデモに参加した。
- ・ 報酬制度を透明にするために、ガイドラインを策定中。2002 年 10 月にできる予定。

## 5 . 大手法律事務所

対応者

弁護士 2 名

## (1) 経歴等

1人の弁護士は1978年からビジネスコンサルタントとしての経歴をもつ。

商法、会社法、労働法、企業合併分離を専門に取り扱っている。

事務所の特徴として、国際的活動として、日本との関係からベトナム、メキシコに事務所を有する。契約責任、民法・刑法にかかる経営者責任など。パリに弁護士20人、ベトナムに弁護士6人、メキシコに4人のパートナー弁護士がいる。

報酬として、時間料金に成功報酬を加えることはある。フランスでは完全成功報酬制は認められていない。

## (2) 商事裁判所における特徴

仕事のほとんどが商事裁判所にかかるものである。企業・商人、株主との問題すべて商事裁判所で行う。

職業裁判官でない現在のシステムは問題もある。パリには企業の法務部出身など十分法的知識を備えた良い裁判官が多いので問題ないが、地方では問題がある。商事裁判官は商慣習には通じているが、法律問題を論じるのは難しい。

【インタビューに応じた弁護士による注：数年前、商事裁判所の組織変更が問題になった。企業活動について知識が少ないことが多い。2人の非職業裁判官と1人の職業裁判所の組み合わせによる改正案が出されたが、商事裁判官のストにより流れた。その背景に、地方でなれあいにより破産させて、不動産を裁判官の身内に安く売るといったようなスキャンダルもあった。が、非職業裁判官全員が辞めると抵抗した。ボランティアのため、全員辞められると予算がない為、そのままになっている。】

## (3) 700条運用状況

商事裁判所でも700条を適用することは少ない。適用する裁判官は少ない。実際弁護士報酬からみると非常に少ないもの。

700条による弁護士報酬額の認定が低い理由は、請求しない弁護士の側にもある。金額を正当化するためには経費や謝礼のコピーをつけなければならないが、弁護士は一般に、それをしたがない。大きな700条（額が大きいという意味であろう）を勝ち取ろうと思えば、手間がかかる。しかし、判決で認められるのはどうせ一部だけと考えているので、弁護士は正当化させるだけの証拠を出していない。裁判官は、弁護士報酬はそれほど高いものではない、又は、高すぎると考えている。

当事者にとっても本体事件が最大の関心事である。主たる請求で勝訴できなければ何も得られない。弁護士報酬の回収のために領収書を集めるなど余分な時間が発生する。証明しなくても裁判官は一定額は出してくれるから、それ以上の立証をしていない。

弁護士としては一部しかもらえないことが決まっているので、関心が薄い。

## (4) 敗訴者負担制度の問題点

現在は一部の負担なので 700 条は重要な問題ではないが、大きな 700 条は、逆に敗訴時には依頼者の負担になる。

実感として、判決で認められているのは実際の報酬額の 10 %程度ではないか。敗訴時でも問題にはならない程度。裁判に負けた悲しみに追い打ちをかけるのが 700 条。多額になれば当事者は訴訟をためらうことになる。

フランスの企業でも、敗訴者負担部分が大きくなれば問題になりうる。実際に、第 1 審では、訴訟費用も 700 条の額も大した額でない(訴訟費用は 100 ユーロ程度)だが、控訴院では訴訟費用に控訴院付代訴士の費用が含まれる。これは訴額の 10 %まで請求できるので、敗訴時には大変負担になる。破毀院ではさらに特別の弁護士に頼まなければならない。

裁判官は訴訟費用と弁護士報酬の負担を別々に判断する。

	第 1 審	控訴審
696条 訴訟費用	100ユーロ	代訴士費用(双方)の10%まで
700条 弁護士報酬	少額の敗訴者負担 当事者の各自負担もありうる	たいしたことはない

(インタビューに応じた弁護士による注：1971 年までは第 1 審でも代訴士が必要だった。代訴士資格は株売買によっており財産権なので、政府が株を買い上げて補償したが、控訴院付代訴士まで及ばなかった。パリ控訴院付代訴士は 60 人)

## (5) コメント

大企業を主に代理している弁護士からも、700 条による負担が現在は小さいので問題は見えにくいですが、これが大きくなると、敗訴時には依頼者の負担が大きくなるとの指摘があった。実際、控訴審では代訴士の費用も必要であり、これが訴訟費用とされており、全額敗訴者負担の対象となるため、控訴を萎縮させる要因となっていることが理解された。

## 6 . 個人弁護士事務所

対応者

弁護士

### (1) 経歴

A団体の代理人（主に労働問題、刑事事件）をした経験もある。そのときは報酬を得た。地球の友の共同代表をした経験もあるが、それはボランティアとしておこなった。現在は日本企業のフランスへの進出の支援も行っている。

### (2) 報酬について

報酬は、タイムチャージ（1時間 250 ユーロ + 税金）の場合と、固定額の場合とがある。敗訴した場合も、報酬を得る。フランスの弁護士は渉外事務所のような大きな事務所は好まない。

### (3) 700 条について

700 条の背景には、弁護士事務所の経費が高くなったことがある。かつては裁判において弁護士費用の話は重要ではなかった。しかし、最近は IT 化などで弁護士の費用が嵩むようになったので、無視できなくなった。

700 条は、歴史的にほとんど利用されていない。裁判官は金銭的言い訳をするのは仕事ではないと考えている。裁判のサービスは公的なもの。700 条について、裁判官は金銭的割り振りをするが、ほとんど関心なし。弁護士は 700 条があるので一応主張するが、弁護士費用の中身を明らかにすることは望まないで、資料を出してまで立証しない。

裁判官が考慮しなければならないことは「衡平」と「当事者の経済的事情」である。しかも、弁護士費用の一部であるから、700 条が裁判の提起の抑制にはならない。フランス人は費用を気にしない。費用がかかっても裁判で主張する。フランスではともかく裁判をしたがる。

しかし、負担が弁護士報酬の一部ではなく、多額になり、経済的事情に応じた考慮がなされなければ、訴訟の利用の制約になるだろう。

裁判官の判断は全く個別事案で判断。敗訴した側が消費者団体や環境団体だからといって、負担をゼロにするということはない。

## 7. パリ大審裁判所法廷で弁論待ちの女性弁護士

フランスの敗訴者負担制度について意見を求めたところ、「フランスの制度はアメリカンルールよ」との返事が返ってきた。700 条とその運用からみると、両面的敗訴者負担というより、各自負担と、社会的弱者や公共的視点からの一部片面的負担制度であるともいえ、フランスの制度を端的に説明した表現であると感心した。

## 第3．オランダ訪問先別報告

### 1．司法省

対応者

司法省の部長（担当は完全成功報酬制問題）

所在地

Ministry of Justice Department of Legal Aid  
and Legal Professions  
Schedeldoekshaven 100  
P.O.Box 20301  
2500 EH Den Haag

#### （1）訪問先の特徴

説明者は、9年間弁護士を経験した後、司法省の現職に就いている。法律扶助、リーガル・プロフェッションに関する政策をつくる仕事をしている。一言で言うと、公益のための政策をここで作成し、市場で弁護士がそれを実施する、という関係にある。

#### （2）弁護士制度の概要

弁護士は強制的に弁護士会に入会し、弁護士会はオランダに一つのみである。弁護士会は、公益のために会員への規則を課す権限がある。もっとも、弁護士会は、独占禁止法に違反して規制を課してはいけない。かつては、弁護士会は弁護士報酬を規制していたが、現在は独禁法の関係でできない。法務省と弁護士会の政策として、弁護士と依頼者との報酬契約は自由にして、自由競争を確保すべきこととしている。

#### （3）法律相談の援助

オランダ国民の約50%の人に適用される、安い費用で利用できる法律相談制度がある。市民が法律紛争に直面した場合、最初から弁護士に相談するか、この法律相談機関（オランダに50ヶ所あり、100%政府からの資金で運営されている。法律家が勤務している）を利用するかを選択する。それぞれ、半分ずつくらい利用されている。

の場合、約80～85%は30分以内に解決される。残りは、弁護士のところへ行くようにアドバイスされ、そこで3時間半以内に、さらに10%が解決される。

この 3 時間半の費用として、本人が負担するのは 14 ユーロのみである。残る約 5 %の事件は、最初から弁護士のところに行った場合（ ）と同じになる。

のように弁護士に行くと、本人は 60 ユーロから 500 ユーロまでを、収入に応じて自己負担する。

以上は、あまり複雑でない事件は の方法で解決すべきであり、難しい事件だけへという政策によるものである。

お金のある人々や企業はこの制度を利用できず、直接弁護士のところへ行って自ら契約をしなければならない。

#### (4) 訴訟における法律扶助

訴訟における法律扶助の制度もあり、事件類型によって政府からの支給額が決まっている。対象者は収入証明を持って弁護士のところに行き、弁護士は法律扶助委員会に費用を請求する。

法律扶助委員会はオランダに 5 つあって独立的であるが、費用は法務省から出ている。扶助適用が認められると、弁護士に通知され、事件終了時に支払われる。

弁護士は、弁護士会の行為規範により、事件をできるだけ交渉・和解で解決しなければならないとされている。全事件の半数が提訴前の和解で解決されている。

法律扶助が出す金額は事件類型ごとに一定なので、弁護士は早く処理したいと考えるため、あまり裁判にはならないのが実情である（ちなみに、イギリスの法律扶助では時間給で支払われるので、このようなインセンティブはない。）。民事裁判の件数は、人口 1,000 人当たりでアメリカの 5 分の 1、ドイツの 2 分の 1 である。

オランダでは、市民の司法へのアクセスを確保し、紛争解決のための選択肢を与えることを重要視している一方で、訴訟件数も抑制したいと考えている。訴訟抑制のために、法律扶助の一部自己負担、提訴手数料、敗訴者負担制度を活用している。

##### < 敗訴者負担の例外 >

民事訴訟法で裁量的に変更できるとされており、裁判官の裁量権が広い。裁判官が弁護士報酬の全額を敗訴者負担とした事件は過去 1 件だけであり、それも、弁護士による濫訴の事例であった。

労働事件は、敗訴者負担とすることもできるが、現実の運用では、裁判官が各自負担にしている。

#### (5) コメント

オランダでは、訴訟の法律扶助のみならず、訴訟前の法律相談に関する援助も充実しており、本人は少ない負担で相談機関や弁護士が利用でき、訴訟になる前に解決できるものは解決させるという政策が実行されている。訴訟に至らない事件も、単に裁判を諦めて泣き寝入りをしているのではなく、解決がされているものが相当

多いと思われる。

## 2. ユトレヒト法律扶助事務所

### 対応者

ディレクター、その他法学部卒業者 5 名

このうちディレクターは、全国の法律扶助の統括機関で政策担当、その他 チームリーダーや、振り分け相談担当者、統計担当などにご意見を伺った。

### (1) 訪問先の特徴

オランダは複数の裁判管轄に分かれていて、それぞれの裁判管轄に法律扶助が必要的に設置されている。全国に 43 の法律扶助機関がある。財団法人。

組織：法律家（弁護士登録を裁判所で経ていない法学部卒業生）11 名、インテイク担当 3 名（常駐ではない）、秘書 3 名、スタッフ 3 名、ディレクター 1 名。2002 年 10 月から弁護士を採用予定とのことだった。なお、オランダで弁護士とは、登録後、法律事務所での 3 年間の研修中に、弁護士会の試験に合格するにより、地方裁判所以上での法廷で弁護士活動ができる者をいう。

### (2) 法律扶助の歴史

法律扶助機関は 1970 年代から活動開始。当時は、無資力者には弁護士費用が高く、訴訟を利用できなかったため、法律扶助制度が必要だということで設立された。



当初は、法律相談や情報提供、弁護士相談を取り入れ、その後、さらに詳細な法律相談や仲裁に領域を拡大してきた。1997年からは、新法令によりこのような機関で弁護士を従業させることができるようになった。

1994年に法律扶助法が制定され、1998年改正。法へのアクセスの向上の為の制度であり、法律相談には法律扶助制度と弁護士事務所での相談の2つのルートがある。法律扶助委員会を法務省の指導で設置。資金は法務省が提供。

### (3) 法律扶助の内容

最初の振り分け：来所、ホームページないし電話で5分程度。

無料の法律相談：30分。

延長の有料法律相談：30分で解決しない場合に、

ア 3時間半（13ユーロ）の有料相談を受けられる。

イ それでも解決しない場合は、弁護士による法律相談。相談料金は、相談者の収入、事件類型、単身者が否か等で、61から532ユーロまでの費用がかかる。弁護士は、相談料を扶助機関に請求する。扶助機関と弁護士とは連携していて、扶助機関で手に余る事件は最初から弁護士に回付する。

### (4) 扶助の傾向と事務所への影響

25年前の開設時は2名の弁護士のみだった。70年代80年代の補助金額は大きかったが、新しい法律扶助法（1994年）では資金が減少するとともに、モニタリングが厳しくなり、活動記録を詳細に政府に提出しなくなってきた。

生産性と効率性が必要。精神的には貧しい人を受け入れて助けてあげたい。

### (5) インテイク（振り分け）

初めて法律扶助事務所に来た人を面接し、5分くらいの短時間で問題を分析して、このセンターに適した人・事件か否かを判断する。来所、電話、電子メールにより実施する。

インテイク担当者は、事案の内容についての法律アドバイスではなく、内部の法律相談へ回すか、外部の法律家へ回すかを決める。

法律扶助の法律相談を受ける基準（法律扶助事務所内部の法律家による法律相談）

労働法、社会保障法、貸借法、消費者法、移民法に関わる事件を受ける。

収入基準 扶助対象は収入1,400ユーロ（単身）、家族で2,000ユーロ以下が対象。

インテイク段階で、法律扶助の対象なら内部の法学部卒業生に回す。収入が範囲外である、法分野が当てはまらないといった場合は、外部の弁護士に任せる。

インテイク後は次の担当者らに回す。

活動内容については電話帳などに載せている。宣伝というより、さまざまな機関と連携、連絡をしている。

収入の証明 インテイク段階では証明不要。法律家に回ると証明が必要。地方自治体で受けられる。

#### (6) 法律扶助としての法律相談（法律扶助事務所内部の法律家による）

まず、法律扶助で問題を解決できるか否かを判断する。扶助では3時間半で13ユーロかかるので、それで解決できるか判断する。それを超えるとコストが増加するので、その段階で説明して、法律扶助の申請を政府にさらにするかを判断する。

事件回付を受けて、まずはコストの話になる。弁護士料、敗訴者負担の額など、どのような費用がかかるかを説明しなければならない。無料相談は30分。

その後、3時間半の有料相談。それでも解決しない場合は、必要があれば弁護士と相談し、扶助による訴訟の利用を検討することになるが、その場合は、敗訴者負担問題が発生することになる。

このようにコストを意識しながら相談する。

#### (7) 裁判回避の基本方針

事件の悪化を避けて解決を図る。

裁判所は事件でいっぱいなので、できるだけ法律相談段階で解決させる。

最近では調停手続が開始された（裁判所、法律扶助機関）。調停は費用が安い。

内部の調停手続は、現在実験ベースで行っている。特別の調停者がいて、そこに任せる。スクリーニングは振り分け担当が行う。地裁の調停は当該地裁の関連する調停員にまわす。

#### (8) 弁護士を雇用（2002年10月）

法学部卒業生というだけでは、簡裁では代理できるが地裁での代理はできないので（弁護士強制）、事件の振り分けから解決（訴訟）まで対処できるようにするため、弁護士を雇用することになった。

#### (9) 法律扶助の対象拡大

労働事件、社会保障事件

さらに犯罪被害者の保護に拡大し、1994年から犯罪被害者も刑事事件に関与できるようになり、また犯罪者に対して扶助で損害賠償をすることができるようになった。法律扶助での法律相談料は犯罪被害者については無料（時間に関わらず）。

犯罪者が有罪になると、被害者は付帯私訴により損害賠償を簡単に受けることができる。1994年以前は自分で加害者を訴えるしかなかった。システムとしてよく機能している。

刑事担当裁判官が付帯私訴の判決も一緒に出す。但し、複雑な事件だと刑事専門の裁判官は判断し難いので、別に私訴を提起する。付帯私訴は強制ではない。付帯私訴で判決が認めた損害賠償は、政府が取り立てて被害者に渡す。罰金と同

じ扱いの取立である。

刑務所の収監者にも法律扶助を与える。被告人は国選弁護を付けられる。囚人にも刑事事件以外の諸問題が生じる（離婚、賃貸など）ので、3 時間以内で無料で法律相談を行う。

#### **(10) 敗訴者負担のインパクト**

大きな影響を与える。敗訴者負担制度によって訴訟の利用を躊躇することになる。たとえば、労働事件では、リスクを説明すると和解しようとする。勝訴の見込みが高い場合も、裁判官がどのような判決をするかは分からないので敗訴者負担について説明する（もっとも、実際の運用では各自負担とされることが多いが、事前説明では、敗訴者負担ルールの可能性を説明する）。

行政事件は敗訴者負担がない。

訴訟事件数が急増しており、政府は抑制したいと考えている。訴訟増加の背景には、人々の権利意識が向上し、資力的にも豊かになったこと、また、アメリカの影響もあるだろう。そのために訴訟が増加した。

行政事件も急増している。福祉国家による社会保障が後退しつつあるからでもあろう。

#### **(11) 法律扶助事案に敗訴者負担を適用する理由**

法律扶助事案についても敗訴者負担を適用するのは、訴訟提起の抑制が目的であるとの指摘があった。オランダ法律扶助法は、憲法 10 条に基づき市民は同様の司法アクセスを保障されるとあるので、貧しい人が保障されすぎないようにという考慮である。

もっとも、法律扶助事件では、裁判官は敗訴者負担を避ける傾向がある。

#### **(12) 法律扶助の予算**

570 万ユーロがこの機関に支出されている。

19 の地裁、5 つの高裁（ユトレヒトにはアムステルダム高裁）があり、高裁ごとに法律扶助委員会を設置して予算を支出する。それに対して予算要求をする。オランダの人口は 1,600 万人。ユトレヒトは 114 万人。扶助対象者は 30 万人。1 年間に 3 万人に扶助。これは扶助対象者の 10 % である。90 % は電話で相談し、残り 1 割が来所。2 % が電子メールによる。

3 万人のうち半分は受け入れ、残り半分は他所へまわす。

11,100 人が 30 分以内。2,900 人が 3 時間半以内。250 人が 520 分以内の法律相談。ここで扱う 2,850 事件のうち、30 % が労働事件である。当所の予算は人件費が中心であり、余裕はない。

### 3. 大手法律事務所

対応者

弁護士会の弁護士委員（行為規範担当）

#### （1）訪問先の特徴

大企業を顧客とする弁護士数百人規模の大事務所

#### （2）弁護士報酬制度

弁護士報酬はタイムチャージが主である。勝訴者は、自分の弁護士に支払う報酬のうち一部のみを敗訴者から受け取ることになる。支払方法は色々と、着手時に前払いを求めることや、毎月月末に請求する場合もある。完全成功報酬制度は認められていない。

#### （3）敗訴者負担制度の適用

消費者事件、医療過誤も敗訴者負担の例外とはならない。

他方、離婚事件など家族法関係は敗訴者負担の例外である。

また、行政事件も例外である。それは、政府に対する司法アクセスを確保し、政府に対する議論を活性化するためである。行政訴訟が行政裁判所で扱われていた時代から例外とされており、EU 統合で普通裁判所が扱うようになって以後もそのまま維持されている。敗訴者負担は司法アクセスを阻害するとの認識によるものと思われる。

#### （4）敗訴者負担制度の影響

立証の微妙なケースでは、裁判官は裁量により各自負担とするだろう。スケジュール表は裁判官にガイドラインを与えるためのもので、裁判官には民事訴訟法の条文上において裁量権が認められている。

#### （5）法律扶助との関係

法律扶助は、国民の約 45 %が適用対象である。月収が、単身者で 1,400 ユーロ以下、複数家族なら 2,000 ユーロ以下が対象となる。弁護士報酬のうち 532 ユーロは自己負担となるが、それを超える部分は政府が負担する。政府が負担する弁護士報酬の時間給は 87 ユーロで、給付制である（勝訴、敗訴に関わらず返還を求めな

い)。

弁護士会としては時間給の増額を求めている。実務の相場は、1 時間 70 ユーロから 700 ユーロで、制限はない (EU の独禁法のため、規制はできない)。

被扶助者が敗訴した場合、相手方の弁護士報酬は扶助から支給されず、自ら負担しなければならないため、敗訴者負担制度は、法律扶助を利用した訴訟の抑制になっており、敗訴者負担制度にしておかないと濫訴となるとの考えでこのようにされた。扶助では少額の事件が多いので、敗訴者負担分を負担できないといった問題はあまりない。

#### (6) 権利保護保険

1970 年代から現れ、全世帯の 15 % が加入している。法律扶助の適用対象となる層との重なりもある。敗訴した場合の、相手方の弁護士報酬の負担分もカバーしている。

オランダにおける権利保護保険の最大手は、ドイツの保険会社である。

#### (7) コメント

オランダでは、法律扶助が国民の約 45 % を対象としており、少額の自己負担を除いて給付制であるという点が、わが国と大きく異なる。法律扶助は敗訴者負担部分に適用されず、敗訴者負担制度が訴訟抑制政策に位置づけられていることも興味深い。

## 4 . 法律事務所

対応者

弁護士

#### (1) 訪問先の特徴

オランダのトップ 20 の法律事務所の一支部である。

国内事件が中心で、特にこの支部は労働法と建設業法事件を扱っている。建設業法事件は事務所として専門化しつつある。クライアントは中小企業が多い。説明者は、以前により大規模の法律事務所に勤務した経歴を有する。

## (2) 弁護士報酬の決め方、請求の仕方

タイムチャージで費用を計算している。以前いた大手の法律事務所では、依頼者ごとの時間給に多少の差はあってもそれほどではなかった。当事務所の依頼者は中小企業なので、時間給をディスカウントすることも多い。依頼者が保険に入っている場合、保険の支払額の上限との関係で、時間給の額を保険会社と交渉する。保険の上限を超えると保険ではカバーされなくなるからである。但し、当事務所の顧客では、権利保護保険に入っているのは少数である。

報酬請求は、1、2ヶ月ごとにまとめて請求するのが、弁護士の一般的な方法である。大手企業を依頼者とした法律事務所ではあまり明細を示さなくても請求できたが、中小事務所は明細を詳細に示すことが依頼者からも求められることが多い。

## (3) 敗訴者負担についての説明、司法アクセスへの影響

以前の手事務所では必要なかったが、この事務所では依頼者に敗訴者負担のスケジュール表についてよく説明している。一般の人は、勝てば全て敗訴者負担で回収できると思っているからである。当事務所は被告側の法律事務所であり、勝訴しても原告から弁護士報酬を全額支払ってもらえるのではなく、一部のみであると事前に警告する。

依頼者にとっては自分の弁護士の報酬が最大関心事であるが、相手方の弁護士報酬の敗訴者負担分についても、スケジュール表によってある程度の見込みが持てる。負けた場合のリスクを考えて提訴や応訴を思いとどまるケースもある。

## (4) 仲裁について

仲裁の場合は、勝った場合には自分の弁護士報酬や鑑定などの手続費用は全額払ってもらえることがある。それが魅力である。部分的に勝った場合は、それに応じて払ってもらえる。仲裁の場合には、着手金制度があるので、受任に際して一定額を支払うと、後は敗訴者負担となる。

オランダの仲裁機関は 80 あり、それぞれが仲裁手続規定を持っている。各仲裁機関の手続で弁護士報酬の負担についているいろいろな規定がある。

## (5) コメント

主たる依頼者が中小企業の法律事務所であり、自分の弁護士報酬がどれくらいになるかとともに、相手方の弁護士報酬についての敗訴者負担分の説明も行っていること、それによって提訴を諦めることもあることが実態として語られた。

また、仲裁手続については、100%敗訴者負担となる場合も少なくないとのことであり、わが国でも、今後各種の契約において仲裁条項がおかれるなかで、弁護士報酬の負担についても規定されることは十分考えられることに留意する必要性を感じた。

## 5 . 環境問題専門弁護士

対応者  
弁護士

### ( 1 ) 訪問先の特徴

環境訴訟弁護士事務所（環境法令違反の刑事事件の被告企業や国等の弁護専門、その他国際司法裁判所での刑事の弁護など、刑事弁護を専門にする法律事務所。刑事事件としての公害環境事件が中心業務であり、行政的公害事件もまれに取り扱う。

### ( 2 ) オランダにおける環境公害に関する訴訟

環境保護の法令の強制のために、 刑事法と 行政法があり、さらに 市民による民事的救済の 3 つのルートがある。公害関係の年間事件数は刑事事件 6,000 件、行政事件 6,000 件、民事事件は 300 件程度である。

### ( 3 ) 環境に関する事件の法的な基本構造は、日本と同様である。

具体的には、公園の建設プロジェクトで、川の浚渫などによる汚染された土を使ったときは、担当公務員を起訴できる。今後は国の公務員をも刑事訴追できるようになる。

最近の事件の例：廃棄物処理業者が安く廃棄物を処理するため、建設のプロジェクトで汚染された土は使用禁止であるにもかかわらず、安価だという理由で使ったという事件で、業者が許可を申請し認めた。検察は、捜査に優先順位をつけている。公害専門の検察官もいる。公害専門の警察官もいる。

このような公害訴訟では、 汚染された土か、 過失の有無（故意なら重い刑）などが主要争点となる。廃棄物処理会社の場合、会社に入る薬剤と出る薬剤の管理状況の検査する。秘密に廃棄物を捨てた場合は、入と出を比較すればわかる。

### ( 4 ) 行政事件が多い理由

許認可の数が多く、許認可の効力を訴訟で争いうるからであり、他方、争っておかないと、後に民事事件等で許認可の効力を争えなくなる場合があるからである（例えば工場の内装変更も行政の許可が必要なことがある）。

行政事件の訴訟にかかるコストが安い。弁護士強制をとっておらず、本人訴訟も多い。不合理な訴訟でない限り、行政訴訟では市民（自然人）は相手方の弁護士費用を負担させられない（片面的敗訴者負担）。

逆に、訴えた側が勝訴すれば、国は原告の弁護士費用の一部を負担する。環境関連の許認可の効力を争う行政訴訟で、敗訴者負担を適用していない理由は、行政訴訟の促進にあるだろう。

オランダの行政訴訟の原告適格は広い。例えば工場の内装の変更には行政の許可が必要で、違反すれば誰でも提訴適格がある。団体がその環境の利益を守りたいという意味さえあればいい。但し、散歩をしたことがあってまた散歩に行きたいというような人が、土地開発についての許認可について提訴することはできない。

#### **（５）環境をめぐる刑事事件**

公害被害者は地方自治体の公務員を告訴できる。通常の職務内の行為では責任はないが、それ以外であれば、刑事的責任を問われうる。

また、各地域には専門のインスペクタが環境法令違反を摘発する。オランダの公害団体は民事訴訟を利用するのではなく、政府に公害を告発し、捜査その他の手続が行われない場合、行政の不作为に対して行政訴訟を提起する。

刑事事件の場合の弁護士費用は、起訴された会社や本人は、自分で弁護士報酬を負担しなければならない。無罪になった場合は、その自分の弁護士報酬を国から払ってもらえる。弁護士報酬の半分や3分の1が、裁判官の裁量で支払われる。有罪になっても、国の費用を負担しなくても良い。

#### **（６）付帯私訴制度**

オランダの刑事事件では、一般的に、被害を受けたものは刑事事件の中に参加できる。但し、現実には付帯私訴は難しい。というのは、被害の立証、過失の立証、両者の間の因果関係の立証が必要だが、それが難しいためである。損害賠償請求のためには、弁護士を雇って民事訴訟を起こすことになる。

## **6．消費者団体**

対応者

キャンペーン・リーダー



### **(1) 訪問先の特徴**

世界で2番目に大きい消費者団体である。事務所は本所だけである。団体に勤務している弁護士3名、電話相談受付担当100名、その他事務100名(合計200名程度)の組織で、消費者訴訟の代理権、団体訴訟提起権をもつ。収入源は会員の会費だけである。

1953年に設立され、本年は50周年である。当初は会員が少なかったが、60年代には20万人に急増した。団体訴訟の導入がその要因である。この数年は、消費者保護の転回点にある。予防的な消費者保護を構想し、来年は消費者保護法を改正したいと考えている。

法律相談を受けるには、消費者は会員にならないといけない。現在65万人の会員がいる。

### **(2) 消費者団体の活動**

電話インテイクと簡単な法律相談

少額被害では個人としての訴訟では労力・費用分を賄えないので、多数被害者がいるとき、団体訴訟を提起する。

一つの企業に対しての多数の被害者がいる場合の団体訴訟。

### **(3) 消費者の立場からみたオランダの訴訟手続の問題**

オランダの訴訟法の手続は時間がかかりすぎる。消費者としては、差止請求であれ賠償であれ早く保護を受けたい。最近、テレビ局相手の訴訟(簡易訴訟)で3週間かかり、しかも敗訴した。上訴すると1年はかかるので、控訴をとりやめた。

### **(4) 成功報酬契約の導入を支持している**

消費者、とりわけ貧しい消費者にとって、選択肢を与える。時間給に反対というのではなく、選択肢を拡大し、貧しい消費者の保護を厚くするべきだ。現在の訴訟手続は、時間と費用の点でまだまだ使い難い。

時間給制度と成功報酬制度(ノーキュア・ノーペイ)は、ともにある程度のデメ

リットがある。時間給は初めから支払いをしないといけないし、弁護士報酬が大きいのので敗訴者負担があっても目減りする。成功報酬の場合は、弁護士が自己利益の追求をしてしまう虞れがある。オランダの弁護士会の正式な成功報酬導入禁止の理由は、弁護士の独立の保障であるが、消費者の立場から見れば、弁護士は決して独立でも中立でもない。

元司法大臣は、成功報酬制度を入れるとアメリカのようにクレーム社会になってしまうと反対したが、消費者の立場から見れば権利保護はまだ不十分で、クレーム社会となるとか濫訴の弊であるといった批判は全く当たらない。そのため、成功報酬制度の導入に消費者団体としては賛成している。

#### (5) 訴訟以外の手段(調停、仲裁、法律相談など)

区裁判所(日本の簡易裁判所に相当する)では弁護士強制はないが、本人訴訟の追行は消費者には困難であり、弁護士に委任したほうが権利保護に厚くなるが、費用が問題となってくる。消費者にとって通常は、裁判所への訴訟提起は訴訟費用や弁護士報酬を賄えないので、困難ないし不可能である。

通常裁判所への利用の抑制要素として、費用・時間のほかに、消費者の意識として裁判を回避したがる傾向がある。

オランダでは裁判以外の紛争解決手続が多様化し、数も増加した。調停、仲裁、相談などさまざまなものが生まれている。

例 1: 宣伝規制の委員会が紛争処理も行い、苦情を申し立てることができる。

しかしその委員会は勧告を出せるだけである。あるケーブルテレビ会社が年 12 回も宣伝規制委員会からの勧告を受けたが、一向に改めようとしていないなど、効果が乏しい制度である。

例 2: 消費者紛争処理財団による紛争処理が可能となっているが、そのような紛争処理制度の判断の拘束力を承認している業界はまだ 30 % しかない。消費者問題の予防、事前制御が必要で、そうなれば訴訟も必要なくなる。できるだけ早い段階での規制による紛争、事故予防が必要。

例 3: 公正取引委員会は企業間の問題にばかりに注目し、業者対消費者の問題を軽視している。例えば、ある通信に関する大企業がインターネットサービスを 2 年契約で契約したのに、途中でどんどん値段を上げられ、消費者保護の為に大企業を規制することが必要だが、なかなか取り上げられない。オランダでは公正取引委員会がイギリスやアメリカのそれよりも弱いので、「カルテル天国」となっている。イギリスの企業はオランダで、イギリスの規制を回避して消費者への勧誘をして儲けていると言われることもある。

消費者団体としては、現状のシステムはまだ不十分で新たなシステムが必要だと考えている。その一つが完全成功報酬制度の導入であり、二つ目は、消費者に

対する業者の行動の規制を高めることである。企業は株主利益を追求するのと同様に、消費者の利益の保護を図るべきだ。

#### (6) 日本への敗訴者負担導入についての意見

両面的敗訴者負担制度の導入は、短期的に見ると資力のない人々や消費者の訴訟利用の抑制になる。長期的に見れば、資力のある人々にも訴訟利用を困難にする。すなわち、資力の有無に関わらず、敗訴者負担は訴訟利用を抑制するので、導入しない方が良い、との意見であった。

#### (7) 団体訴訟と敗訴者負担

団体訴訟に対する敗訴者負担の訴訟抑止の影響は大きい。個人であれ団体訴訟であれ問題となる。団体訴訟で負けた場合、個々の消費者ではなく、消費者団体が敗訴者負担分を負担する。個々の消費者にはリスクがないが、この団体に負担が生じることになり、団体訴訟を困難にする。

この団体は会員消費者のための訴訟の代理権を持し、団体に勤務する弁護士が担当する。代理権自体は団体自身が持っている。

#### (8) 団体訴訟の具体例

オランダの投資銀行が、未成年や学生に儲けさせると勧誘して資金を集めたが、現実には儲からなかったため紛争となった。消費者団体訴訟を提起し、リスクの説明がなかったことを追求した。

何年も後にお金を返すと言って売りつける商法が流行ったが、キャッシュバックは実行されなかったため、消費者団体訴訟を提起した。

あるタバコ会社に対して団体訴訟で肺がん被害者のために訴えた。この訴訟は負けたが宣伝になった。アメリカではたばこ会社を相手に個人も訴訟できるが、オランダでは両面的敗訴者負担があるため、現実的には、個人では訴訟を起こすことができない。

クリーン・エネルギーを販売する会社が無許可で電力を販売し、消費者は通常の電源供給会社から無許可会社に移行し、エネルギー供給がストップしてしまったため、団体訴訟を提起した。

##### スペイン政府を相手とする勝訴

ある会社が、観光客に、宝くじで高額があたったので、取りに来るようにと勧誘し、その席上、プレゼンテーションを受け、スペインにある贅沢なリゾートマンションの年間3週間の使用权を買ってくれといわれ、契約させられた。しかし、考える時間を与えずに契約させることは、EUのガイドラインによると禁止されている。また、このような場合に前払いをさせることもEUガイドラインによると禁止されている。1998年、オランダ消費者団体は、スペイン国政府相手に提訴し、多国籍25人の被害者のために、団体訴権を提訴した。契約が無効と認められ、うち、7人が損害賠償を受けた。(なお、EUでは、各国政府がEUガイド

ラインに従わないときに、損害賠償が認められるとのことである。)

#### (9) モデル訴訟

消費者同盟としては新しい先例を作りたい。たとえば、スーパーマーケットで、野菜などが床に落ちて湿り、滑りやすくなり、老人が滑って転倒して入院した。その消費者のためにスーパー相手の訴訟をして、消費者のための安全保護を求めたが、自己責任だとして敗訴した。このような訴訟は、個人訴訟だが、消費者全員の利益となるようなモデル訴訟である。

#### (10) オランダにおける公益の考え方の問題点

オランダでは公益概念に環境は含まれているが、消費者の利益は含まれていない。消費者保護を公益と考えれば、片面的敗訴者負担制度も考えられるべきである。

### 7. 研究者 (ライデン大学)

対応者

ライデン大学教授 (専門は紛争解決方法)

#### (1) 対応者の特徴

行政事件の元裁判官。現職における研究部門は、紛争解決方法 (和解、判決、交渉)。

法律扶助委員会の元委員で、弁護士強制をどこまで行うかという問題に関する委員であった。

#### (2) 敗訴者負担の影響

オランダでは、大きく分けると次の3つのグループが存在する。

大手企業

訴訟費用制度はあまり影響がない。

中小企業や法律扶助が適用されない私人

敗訴者負担は一定程度司法アクセスへの抑制となる。

法律扶助が適用される私人

労働、賃貸借、家族法関係の事件が多く、こうした事件では敗訴者負担が適用されることは少ない。

団体訴権もある。

### (3) 権利保護保険について

保険加入者は、上記のグループと重なっている。権利保護保険は一般市民と中小企業にとって重要である。保険会社は、法律アドバイスと一定額の費用（保険金）の支払をする。

訴額が 10,000 ユーロの場合、自分の弁護士報酬は 2,000 ユーロ程度で、敗訴すればプラス敗訴者負担部分となる。そのため、保険会社の担当者は和解を勧める傾向がある。

### (4) 訴訟提起のインセンティブ

訴訟提起時においては、弁護士報酬、弁護士報酬の敗訴者負担、裁判手数料の影響を受ける。特に裁判手数料の影響が大きい。調停に誘導する政策をとっており、最近では提訴手数料を上げている。カルチャーとしても、オランダは比較的訴訟が少なく、和解志向である。

### (5) 訴訟の現状

1950 年代、60 年代は社会保障思想が進んだが、70 年代から経済も悪くなって、社会保障が行き過ぎたため、簡単に訴訟を起こし過ぎるようになった。そのため、最近では法律扶助も縮小傾向になってきた。現在のオランダの政策としては、アメリカのように簡単に訴訟を起こす訴訟社会にはなりたくないと考えている。

いろいろな類型で裁判件数は増加している。背景として、最近では新しい法律や金融システムによってリベラル化が進んでいることが挙げられる。

1 年前に民事訴訟法が改正され、民事訴訟手続の簡素化と促進が図られた。何もしなくても国家が面倒を見てくれるという思想から、訴訟を通じて自助努力で自己責任を貫徹するようというので、訴訟を利用しやすくしようとしたものである。

### (6) 行政訴訟が敗訴者負担の例外

市民が行政を訴える訴訟では、市民は負けても負担しないが、勝てば弁護士報酬の一部を国から払われる（片面的敗訴者負担）制度である。

### (7) コメント

行政事件においては、「国と一般市民とでは力の差があるので、その差を解消するため」との理由から、片面的敗訴者負担制度がとられていることが紹介された。

## 8 . 研究者 ( ティルブルグ大学 )

応対者

ティルブルグ大学教授

### ( 1 ) 経歴等

元裁判官で、在任中は民事事件一般、企業間契約、労働事件、離婚事件、特許事件、上告事件が多く取り扱った経験を持つ。

上告事件を扱うことのできる弁護士は限られており、ハーグでは 20 人くらいしかいない。

### ( 2 ) 敗訴者負担の影響

司法アクセスの阻害になると思うが、弁護士報酬の決定の仕方や時間給か成功報酬かなど、他の制度のあり方も検討すべき。

夫婦関係紛争は明文で、裁判官の裁量によって敗訴者負担としないことができる ( 離婚は裁判による離婚のみの制度である )。労働事件でも裁量で負担させていない。

一般民事事件で、一部勝訴の場合は割合的負担となるが、両当事者の訴訟追行の態様も考慮される。

訴訟提起に際しては、当事者に弁護士費用額についてよく説明しておかなければ、当事者にとって不意打ちとなることもあり得る。

現行システムへの批判として、リスクを予見しにくいことがある。相手弁護士や裁判官などによって裁判の結果がどうなるか分からない。日本のシステムの方が算定しやすいだろう。

オランダでは、弁護士費用の敗訴者負担のリスクの説明義務を導入しなければならない。

### ( 3 ) 成功報酬制度について

賛成しているが、弁護士報酬が現状では高すぎ、訴訟提起の抑制となっており、それを緩和するために成功報酬制 ( no-cure-no-pay ) を導入するべきだと考えている。現状の時間給を廃止しようというわけではない。

ドイツ的なシステムが望ましいだろう。弁護士はそのため効率的に働いている。ドイツの場合、訴額に対して弁護士報酬の最高限がいくらというようなかたちで決

まっているが、オランダでは時間給だから予測不能だ。ドイツの方が弁護士報酬は比較的安いし、いくら支払うことになるかが早い段階で分かる。

オランダの事件は大体平均2年かかるが、ドイツでは類似の事件が半年で終わる。

#### (4) 敗訴者負担の根拠

伝統だからだろう。特に理由は分からない。裁判官の裁量で各自負担にする割合は、離婚事件や労働事件では80%～90%であろう。しかし、一般民事事件では5%～10%程度が両面的敗訴者負担の例外ではないか。

一般民事事件では、両側の言い分と真実、合理性、もっともらしさで理由があると思うときは適用除外にする。当事者の訴訟追行の態様に鑑みることもある(希な考慮要素ではある)。和解の場合は各自負担である。和解が増加しているが、事件数が多く、争いをやめたいと考える人が増えているからであろう。

#### (5) 特許事件

企業同士の訴訟であり、スケジュール表があるので、敗訴者負担の影響は小さい。小規模の事件や、当事者の資力が乏しい私人の事件では敗訴者負担制度の影響があるが、大企業ではあまり影響がない。

アメリカでは政策的問題を訴訟を通じて対応する傾向があるが、オランダではあまりない。違憲立法審査権が裁判所にはない。社会問題や政策問題は立法過程へ行く。利益団体がよく組織されており、消費者団体や労働組合などが代理権や団体訴権を持っている。それらが政策形成の役割を担っている。

## 第4 関連条文等

### 1. ドイツ関連条文

ドイツ民事訴訟法 2002 (仮訳)

#### 第1編 第2章 第5節 訴訟費用

**第91条 [訴訟費用負担の原則と範囲]** 敗訴当事者は訴訟費用を負担しなければならないが、特に相手方に生じた費用は、それが相当の権利の追及又は防御に必要であったものに限りこれを償還しなければならない。費用の償還は、必要なる旅行又は必要なる期日の遵守により生じた時間の逸失に対する相手方への補償をも含むものとし、これについては、証人の補償に関する規定を準用する。

勝訴当事者の弁護士は法定の手数料及び立替金はすべての訴訟においてこれを償還しなければならないが、受訴裁判所において許可されておらずまた受訴裁判所の所在地に居住してもいない弁護士の旅費は、その関与が相当な権利の追及又は防御に必要であったものに限る。勝訴当事者は、受訴裁判所において許可された弁護士がその住所又は事務所を受訴裁判所又はこの裁判所の支部の所在地に置かないことによって生じた増加費用は償還されない。複数の弁護士の費用は、1人の弁護士の費用を超過しない限りにおいて、又は、弁護士の交代が必要であったときに限りこれを償還しなければならない。弁護士は、自己の事件にあたっては、訴訟代理人たる弁護士の手数料及び立替金の償還として請求し得たであろう手数料及び立替金の償還を受けることができる。

第1項及び第2項にいう訴訟費用には、州の司法行政庁が設置した又は認可した和解所における和解手続に要した手数料も含まれる。和解手続の終了から訴え提起までに1年以上が経過したときはこの限りではない。

**第91a条 [本案の終結における費用]** 当事者が口頭弁論において又は書面を提出して若しくは事務課の調書に記載することで訴訟を本案につき終了させる旨宣言したときは、裁判所は訴訟費用について従前の事実状態及び訴訟状態を考慮して、衡平な裁量により決定をもって裁判する。

この裁判に対しては即時抗告をなすことができる。本案の訴額が第511条に挙げられた額を超えない場合はこの限りでない。抗告についての裁判の前には相手方を審尋することを要する。

**第92条 [一部勝訴における費用分担]** 当事者の各方が一部勝訴し一部敗訴したときは、その費用を相消し、又は割合的に負担する。費用を相消すときは、裁判費用は半額ずつ各当事者の負担とする。

裁判所は、以下の場合には当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

- 1 相手方の過分の要求が比較的僅少でありかつ格別の費用を生じないとき。
- 2 相手方の要求額が裁判所の裁量による確定、鑑定人による査定若しくは相互の計算に係るものであるとき。



**第93条 [即時認諾における費用]** 被告がその挙動によって訴えの提起を誘発したのではない場合、被告が直ちに請求を認諾するときは、訴訟費用は原告の負担とする。

**第93a条 [婚姻事件における費用]** 離婚が認容されたときは、離婚事件及びそれと同時に裁判される又は第627条第1項により事前に裁判されたその付随事件の費用は相消すものとし、付随事件の費用は、付随事件について第628条第1項第1文による分離の結果、別に裁判すべきときにも相消すべきものとする。裁判所は、以下の場合には衡平な裁量によりこれと異なる費用分担を命じることができる。

1 第1文による費用の分担が一方配偶者の生活の維持を極度に侵害するであろうとき。その際には、訴訟費用の援助の承認はこれを斟酌しない。

2 第1文による費用分担が、第621条第1項第4号、第5号及び第8号に規定された種類の付随事件において、配偶者の一方が全部又は一部敗訴したことを斟酌して不当であると思われるとき、当事者が費用について合意したときは、裁判所はこの合意の全部又は一部を裁判の基礎にすることができる。

離婚の申立てが棄却されたときは、申立人は棄却により対象を欠くに至った付随事件の費用も負担しなければならず、第623条第1項第2文又は第628条第1項第1文による分離の結果、別に裁判されるべき付随事件の費用も同じに取り扱われる。裁判所は、第1文による費用分担が第621条第1項第4号、第5号及び第8号に規定された種類の付随事件における従前の事実状態及び訴訟状態を斟酌して不当と思われるときは、これと異なる費用分担を命じることができる。

婚姻が取り消されたとき、訴訟費用は相消されねばならない。裁判所は、第1文による費用分担が一方配偶者の生活維持を極度に侵害するであろうとき、又は一方の当事者だけが婚姻の成立に当たり婚姻の取消可能性を知っていたか、又は一方の配偶者が他方配偶者の詐欺若しくは脅迫によって若しくは他方の配偶者が知っていた詐欺あるいは脅迫によって婚姻するに至ったことを斟酌して、かかる費用分担が不当であると思われるときは、衡平な裁量によってこれと異なる費用分担を命じることができる。

婚姻が管轄行政官庁の申立てにより、又は民法第1306条違反の場合には第三者からの申立てにより取り消されたときは、第3項を適用しない。

第1項及び第2項は第661条第1項第1号による人生パートナーシップ事件に準用される。

**第93b条 [明渡しの訴えにおける費用]** 民法第556a条及び第556b条に基づき使用賃貸借関係の継続を求める被告の申立てが、原告の正当な利益のゆえに理由がないことを斟酌して、住居の明渡しを求める訴えが認容される場合、裁判所は、被告が理由を示して使用賃貸借関係の継続を申立て、かつ原告が事後に生じた原因(民法第574条第3項)により勝訴した場合、費用の全部又は一部を原告に負担させることができる。

被告の申立てにより、民法第574条ないし第574b条に基づいた使用賃貸借関係の継続が確定されることを斟酌して、住居の明渡しを求める訴えが棄却される場合、被告が

原告の要求により異議の原因を遅滞なく知らせたのでないとき、裁判所は費用の全部又は一部を被告に負担させることができる。

被告が住居の明渡しを求める請求を直ちに認諾したが、被告に対し明渡猶予期間が認められた場合、被告が既に訴え提起前に理由を挙げて使用賃貸借関係の継続又は事情にかなった明渡猶予期間を主張したにもかかわらず、原告に受けいれられなかったときは、裁判所は費用の全部又は一部を原告に負担させることができる。

**第93c条 [父子関係の否認を求める訴えにおける費用]** 父子関係の否認を求める訴えが認容されるときは、費用は相消されなければならない。第96条はこれを準用する。

**第93d条 [扶養を求める訴えにおける費用]** 法定の扶養義務に関する手続について、請求を受けた当事者が、自らの所得及びその財産について報告する義務を履行せず又は完全には履行せず、それによってその原因を与えた場合、第91条ないし第93a条及び第269条第3項第2文の規定とは異なり、手続費用の全部又は一部を衡平な裁量により当該当事者に負担させうる。

**第94条 [移転を受けた請求における費用]** 原告が移転を受けた請求権を、訴えの提起前に被告にその移転を通知することなく、また被告の要求により移転を証明することなく、これを主張するときは、被告がその通知又は証明がないために請求権を争うことにより生じた訴訟費用は原告の負担とする。

**第95条 [懈怠又は過失があった場合の費用]** 期日若しくは期間を懈怠し、又は過失により期日の変更、弁論の延期、弁論続行のための期日指定、若しくは期間の延長をなさしめた当事者は、それにより生じた費用を負担しなければならない。

**第96条 [無益な攻撃防御方法の費用]** 無益な攻撃防御方法の費用は、たとえ本案において勝訴した場合であっても、それを主張した当事者にこれを負担させることができる。

**第97条 [上訴費用]** 無益な上訴の費用はこれをなした当事者の負担とする。

勝訴当事者は、前審級において主張することができた新たな訴訟資料に基づいて勝訴した場合、上訴手続の費用の一部又は全部を負担しなければならない。

離婚事件の付随事件である第621条第1項第1号ないし第3号、第6号、第7号及び第9号に規定された種類の家庭事件並びに取消事件の付随事件である第661条第1項第5号及び第7号に規定された人生パートナーシップ事件については第1項及び第2項の規定を準用する。

**第98条 [和解費用]** 締結された和解の費用は、これについて当事者が別段の合意をしていなかったときは、相消されたものとみなす。費用について既に確定判決がないときに限り、和解により解決された訴訟の費用もまた同じである。

**第99条 [費用の裁判の取消し]** 本案についての裁判に関して上訴を提起しないときは、費用の点に関する裁判の取消しはこれを許さない。

本案が、認諾に基づいて言い渡される敗訴判決によって解決したときは、費用の点に関する裁判に対して即時抗告をなすことができる。本案の訴額が第511条に挙げられ

た額を超えない場合はこの限りではない。抗告に対する裁判の前には相手方を審尋することを要する。

**第100条 [共同訴訟人の費用分担]** 敗訴した側が複数の者よりなる場合、費用の償還については頭数によってその責めに任ずる。

訴訟への関与に著しい差異があるときは、裁判所の裁量に従いその関与を基準とすることができる。

共同訴訟人の1人が特別の攻撃防御方法を主張したときは、その他の共同訴訟人はそれによって生じた費用につき責任を負わない。

複数の被告が連帯債務者として敗訴の判決を受けたときは、これらの者は費用の償還についても、第3項の規定にかかわらず、連帯債務者として責任を負う。この責任を第3項に規定された費用に及ぼす旨の民法の規定の適用を妨げない。

**第101条 [補助参加の費用]** 補助参加により生じた費用は、主たる当事者の相手方が第91条ないし第98条の規定により訴訟費用を負担すべきときに限り、この相手方がこれを負担し、それ以外の場合は、補助参加人がこれを負担する。

補助参加人が主たる当事者の共同訴訟人とみなされるときは(第69条)、第100条の規定による。

**第102条 (削除)**

**第103条 [費用確定の原則、費用確定の申立て]** 訴訟費用の償還の請求は、強制執行に適する債務名義に基づいてのみこれを主張することができる。

償還すべき額の確定を求める申立ては、第一審裁判所にこれをしなければならない。費用計算書、相手方に通知すべきその謄本、及びその内訳の正当性を示す証明書を添付しなければならない。

**第104条 [費用確定手続]** 確定の申立てについては第一審裁判所が裁判をする。申立てにより、確定された費用については確定申立ての到達のときから、第105条第2項の場合には判決の言渡しのときから、基本利率を越える5パーセントの利息を付する旨、言い渡さなければならない。申立ての全部又は一部を認容するときは、裁判所は、費用計算書の謄本を添えて申立人の相手方に職権によりこれを送達しなければならない。申立ての全部又は一部が棄却されるときに限り、裁判は職権により申立人にこれを送達しなければならないが、その他の場合は通知は無方式でなす。

費用の内訳を斟酌するためには、それが疏明されることをもって足りる。弁護士に生じた郵便及び電子情報通信サービス料金の立替えについては、これらの立替えがあった旨の弁護士の保証をもって足りる。売上税額を斟酌するためには、その額を前段階税額として控除し得ないという申立人の説明をもって足りる。

この裁判に対しては即時抗告をなすことができる。抗告裁判所は確定申立ての裁判が確定するまでその手続を停止することができる。

**第105条 [略式の費用確定決定]** 確定決定は、申立ての到達のときに判決正本の

付与がなくかつ正本の付与が遅滞しない限り、判決及びその正本にこれを付記することができる。この場合、確定決定の特別の正本及び送達は要しない。両当事者には確定額を通知し、申立人の相手方には費用計算書の謄本を添付して通知しなければならない。確定申立てをその一部でも認容しないときは、判決に対する確定決定の付記は、これを許さない。

確定申立ては、当事者が判決の言渡し前にその費用の計算を提出したときは、これを提出することを要しないが、この場合には相手方に通知すべき費用計算書の謄本は職権によりこれを作成しなければならない。

**第106条 [割合による分担]** 訴訟費用の全部又は一部が割合によって分担されるときは、確定申立ての到達後、裁判所は相手方に対して、その費用の計算を1週間以内に裁判所に提出すべき旨を催告しなければならない。第105条の規定はこれを適用しない。

1週間の期間を徒過したときは、相手方の費用を斟酌せず裁判をなすが、償還請求権を事後的に主張する相手方の権利は妨げられない。事後的手続により生じる増加費用は相手方の負担とする。

**第107条 [訴額確定後の変更]** 費用の確定後に訴訟物の価額を確定する裁判がなされ、かつこの裁判が費用確定決定の基礎になった価額の算定と異なるときは、申立てにより費用確定決定を右に依りて変更しなければならない。この申立てについては、第一審裁判所が裁判する。

申立ては1か月の期間内に事務課になされなければならない。この期間は送達をもって始まり、送達を必要としないときは、訴訟物の価額を確定する決定の告知をもって始まる。

第104条第3項の規定はこれを準用する。

(翻訳にあたって法曹会から出版されている石川訳「ドイツ民事訴訟法」を参照し、改正部分以外はほぼそのまま使用しています。)

## 2. フランス関連条文(仮訳)

695 条 訴訟手続、[ 行為 ] 文書、及び執行手続きに付随する訴訟費用は以下のものを  
含む。

1. 裁判所書記課、又は税務署によって徴収される税金、手数料、納付金、あるいは  
公定報酬金。ただし、当事者の申立てを理由付けるために提出された文書及び証書  
に関して不確定に払われる税金、手数料及び違約金は除く。) )
2. 法律あるいは国際条約により義務づけられる場合の文書の翻訳費用
3. 証人の手当。
4. 技能者の報酬。
5. 公定立替金。
6. 公証官吏又は裁判所補助吏の報酬。
7. < 口頭弁論の税金を含み > 法定額の範囲内における弁護士報酬。

696 条 敗訴当事者は、訴訟費用を支払いを命じられる。ただし、裁判所が理由を付し  
た裁判によって、その全部又は一部を相手方当事者の負担とする場合は、この限  
りでない。

697 条 弁護士、代訴士及び裁判所執行士に対しては、その委任の範囲外で作成・提出  
された訴訟手続、[ 行為 ] 文書、及び執行手続きに付随する訴訟費用の支払いを  
本人に命じることができる。

698 条 理由のない訴訟手続、[ 行為 ] 文書、及び執行手続きに付随する訴訟費用は、  
それをなした司法補助吏の負担とする。ただし、このために、要求される損害賠  
償金は妨げられない。司法補助官吏の過失による無効な訴訟手続、[ 行為 ] 文書、  
及び執行手続に付随する訴訟費用についても同様である。

699 条 弁護士または代訴士は、その職掌が義務付けられている事件においては、仮払  
い金を受けることなく前払いした訴訟費用を敗訴当事者に対して直接取り立てる  
権利が、訴訟費用の有責判決において、自己のために与えられるよう請求するこ  
とができる。ただし、取り立てがなされる当事者は、法律上の相殺によって、訴  
訟費用から自己の債券額を減じることができる。

( 新 ) 700 条 ( 1991 年 7 月 10 日デクレ 91 - 647 の 75 条 1 項 )

すべての訴訟手続において、裁判官は、訴訟費用 ( dépens ) を負担すべき当事者、  
又は、そのような当事者がいない場合には、敗訴した当事者に対し、訴訟費用以外

で訴訟に費やされた費用として、裁判官が定める金額を、他方当事者に対し支払うよう命じるものとする。裁判官は、衡平準則、又は、支払いを命じられる当事者の経済的事実を考慮するものとする。裁判官は、職権で、同様の配慮に基づいた理由のため、そのような支払い命令をしないと宣言することもできる。

(旧 700 条

当事者の一方によって支出されかつ訴訟費用に含まれない金額を、その当事者の負担とすることが不公平であると思われる場合には、裁判官は、その定める額をその当事者に支払うよう他の当事者に命じることができる。)

### 3. オランダ関連条文

#### (1) 民訴法

第2章 費用 (オランダ六法2巻 p 845, 811)

民訴法第237条

1, 敗訴の当事者は訴訟費用の負担を命じられる。但し、夫婦、登録上またはその他の同棲者、直系の親族、兄弟姉妹、婚姻関係による二等親縁者の場合、及び、当事者双方に争点の勝敗がある場合は、訴訟費用の全額または一部額を相手方に分担させることができる。さらに、裁判官は、必要以上にコストの吊り上げ、浪費のあった部分の費用については、その原因となった方の当事者に当該部分の費用負担を命ずる事ができる。

2, 中間判決の際、訴訟費用に関する決定は最終判決まで保留することができる。

3, 敗訴者負担とされる訴訟費用のうち、判決言い渡し前に相手側が既に出費した費用に関しては、判決によってその額を確定する。

4, 判決言い渡し後に発生した費用については、勝訴の当事者の申立により、当該判決を下した裁判官がその額を算定する。その決定については、控訴は認められない。(民訴法238条 245条 費用のうち、なにを負担するかについての規定。)

#### (2) 行政法(1992年6月4日施行 それ以前は、行政法としては、存在しなかったものを集大成して行政法とした)

・第8章第75条(オランダ六法第1巻 p 587)

要旨—行政訴訟についての費用は、自然人は、訴訟の不合理な使用のときのみ、敗訴者が負担する。(詳細は規則で定める)

1, 裁判訴訟、異議申立訴訟、行政訴訟において、唯一地方裁判所裁判官のみ、当事者一方が訴訟に関連して余儀なくなされた妥当な出費について、他方にその費用負担を命ずる権限を有する。第7章15条2項から4項まで、及び、第7章28条2項1行目、3項、4項を適用する。自然人の訴訟費用負担は訴訟権濫用が明らかであるような場合のみに限られる。1行目でいう訴訟に関連あるとされる費用の範囲、及び判決によって負担を命ずる額の算定方法については、一般行政規則令によって規定する。

2、簡易裁判所訴訟、異議申立訴訟、行政訴訟において、法律扶助法に準じて法律扶助を受ける者に対して訴訟費用支払いを命ぜられた当事者は、裁判所事務局に当該支払いを行う。民事訴訟法第243条を同様に適用する。

3, 訴訟費用負担を命ぜられたのが行政機関である場合には、裁判官は支払いをすべき法人を指定する。

・オランダ行政法訴訟費用規則第1条 6条(オランダ六法第1巻 p 631)

(税金に関する訴訟費用も規則で定められている)

・訴訟費用規則第2条に関する別表(Bijlage)(オランダ六法第1巻 p 633)

訴訟行為当たりのポイント (1ポイント = 322ユーロ)

< beroep en hoger beroep(1審提訴と控訴) >	
beroepschrift (申立書、答弁書)	1 ポイント
replik(抗弁・再抗弁)	0.5 ポイント
verschijnen (情報開示・証拠提出)(inlichtingen) comparitie (出頭する)	0.5 ポイント
schriftelijke、inlichtingen (書面的な情報、証拠提出)	0.5 ポイント
bijwonen getuigenverhoor (証人尋問)	0.5 ポイント
schriftelijke zienswijze na verslag deskundigenonderzoek (鑑定書後の意見書)	0.5 ポイント
bijwonen onderzoek ter plaatse (検証)	0.5 ポイント
verschijnen zitting (審問)	1 ポイント
nadere zitting (2度目の審問)	0.5 ポイント
< verzet (判決を不服として上訴する) >	
verzetschrift (異議申立)	0.5 ポイント
verschijnen zitting (審問)	0.5 ポイント



< 仮処分 voorlopige voorziening >	
申立書 ( verzoekschrift )	1 ポイント
審問 ( verschijnen zitting )	1 ポイント

< herziening ( 再審理 ) >	
申立 ( verzoekschrift )	1 ポイント

< cassatie 上告 >	
申立書・答弁書 ( beroepschrift )	2 ポイント
上告理由書 ( repliek )	2 ポイント
抗弁、再抗弁 ( mondelinge of schriftelijke )	2 ポイント
口頭的あるいは書面的な情報開示、証拠提出 ( schriftelijk commentaar )	0.5 ポイント

C ケースのウエイト付けをするファクター

事件のウエイト	ファクター
とても軽い	0.25
軽い	0.5
普通	1
重い	1.5
とても重い	2

日本弁護士連合会

弁護士報酬敗訴者負担問題欧州調査団

辻 公雄(団長)

亀井 時子

浅岡 美恵

河田 英正

道尻 豊

国府 泰道

安保 嘉博

牛島 聡美

特別参加

太田 勝造(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

日程及び訪問先

ドイツ	16日	フランクフルト	大手弁護士事務所 弁護士会議所
	17日	ヴィースバーデン	ヘッセン州司法省 保険会社 消費者団体
		マールブルグ	マールブルグ大学
	18日	マールブルグ	地方裁判所見学 裁判官・司法補助官 日本研究所
フランス			
	19日	パリ	パリ控訴院裁判官 パリ弁護士会 商事裁判所裁判官 個人事務所弁護士
	20日	パリ	大審院、控訴院、破毀院等見学 司法省民事訴訟部 大手法律事務所訪問
オランダ			
	19日	ハーグ	弁護士会役員弁護士事務所 環境訴訟弁護士事務所
	20日		司法省

	裁判官（兼教授）
	大手法律事務所
23 日	人身被害専門弁護士
	ユトレヒト大学
	法律扶助事務所
24 日	消費者団体
	ティルブルグ大学教授